

授業科目名	憲法 I-A〔人権〕
科目番号	0AFL001
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 AB 随時
担当教員	大石 和彦
授業概要	日本国憲法第 3 章所定の基本的人権規定の歴史的背景や学理的構造、判例による具体化のあり方等を視野に入れつつ、憲法上の人権規定の解釈論の基本的な思考法を身につける。本科目では人権総論、包括的基本権、平等原則、精神的自由権について学ぶ。
備考	法曹専攻の学生のみ履修可 01NA028 と同一。 オンライン (オンデマンド型)
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標 (学修成果)	日本国憲法第三章所定の基本的人権規定の中でも特に自由権に対する制約の合憲性審査の基本的あり方につき、判例 (原則として最高裁のそれに限る) を中心的な素材としつつ理解する。上記にいう「自由権に対する制約の合憲性審査の基本的あり方」とは、具体的には、いわゆる「違憲審査基準論」の他、「三段階審査」も含まれる。すなわち、三段階審査の思考法を用いて、判例分析を行い、さらにはその思考法を未知の事例に応用しうる力を、戦後日本のごく基本的な最高裁判例の学修を進める中で自然に身につけることを目指す。 本科目では人権総論、包括的基本権、平等原則、精神的自由権まで (「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案): 憲法」のうち 3-1 から 3-12 まで) を学修し、経済的自由権や、国家による具体化を必要とする抽象的権利 (同 3-13 から 3-27 まで) については「憲法 I - B」で学ぶ。
授業計画	第 1 週 イントロダクション・包括的基本権 (基本的に「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案): 憲法」3-5 をカバー。ただし一部 3-16 の論点をも含む事例問題を扱う。) ・幸福追求権の保護領域を広く解する説と狭く解する説 ・プライバシー (京都府学連事件からマイナ制度合憲判決まで) ・自己決定権 (性同一性障害特例法違憲判決、旧「優生保護法」違憲判決など) 第 2 週 思想良心の自由 (同 3-7) ・日本国憲法における精神的自由権保障の全体構造の俯瞰 ・内心の自由 (絶対保障) と外部的行為の自由 (相対保障) ・思想良心の自由の保護領域を広く解する説と狭く解する説 ・判例 (謝罪広告事件、君が代裁判を中心に) 第 3 週 表現の自由 (1) ー表現の自由の保護領域ー(同 3-1 及び 3-10 から 3-12 まで) ・表現しない自由、他人が発信した表現を受信する権利 (知る権利)、意見ではなく単なる事実の伝達 (報道) の自由、取材の自由、反論権、表現活動のための便宜を国から提供してもらう権利は「表現の自由」に含まれるか? ・判例 (よど号ハイジャック記事抹消事件、博多駅事件、レベタ法廷メモ事件、石井記者事件、NHK 記者証言拒否事件、サンケイ新聞事件、NHK 「生活ほっとモーニング」事件など) 第 4 週 表現の自由 (2) ー制約の態様と合憲性審査の手法ー(上記に加え同 3-4) ・表現内容着目規制と表現内容中立規制 ・「検閲」と事前抑制 (札幌税関検査事件、北方ジャーナル事件、「石に泳ぐ魚」事件)

	<p>第5週 前半の補遺</p> <p>第6週 信教の自由と政教分離/学問の自由と大学の自治 (同 3-8 及び 3-9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内心の自由 (信仰の自由・研究の自由) と外部的行為の自由 (宗教活動および宗教的結社の自由・研究発表および教授の自由) ・人権保障と制度的保障 ・信教の自由に関する判例 (加持祈祷事件、エホバの証人剣道実技拒否事件、オウム真理教解散命令事件など) ・政教分離に関する判例 (津地鎮祭事件から那覇市孔子廟訴訟まで) ・学問の自由と大学の自治に関する判例 (東大ポポロ事件、旭川学テ事件) <p>第7週 平等権 (同 3-6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違憲審査基準の寛厳を左右する要因 (1): 人間のどのような「属性」(人種、性別など)に着目した区別か ・違憲審査基準の寛厳を左右する要因 (2): 不平等配分されている利益の重要度 ・判例 (平成 20 年以降に憲法の勉強を始めた人がまず踏まえるべきは国籍法違憲判決。さらに婚外子法定相続分規定違憲決定などにも言及) <p>第8週 人権保障の射程範囲 (1)(同 3-2 及び 3-3-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的射程範囲 (天皇、法人、外国人にも日本国憲法による人権保障は及ぶか?) ・人権保障が及ばない権利義務関係?(かつて「特別権力関係」と呼ばれた権利義務関係と、その現在) <p>第9週 人権保障の射程範囲 (2)(同 3-3-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国による人権侵害ばかりでなく私人による人権侵害 (例えば子供のいじめ) も憲法の適用射程に入る? ・個人が個人の権利を侵害するケース ・民間団体が所属メンバー (個人) の権利を侵害するケース (三菱樹脂事件、南九州税理士会事件、国労地本事件など) <p>第10週 全体の補遺注)「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案)」(コアカリキュラム)については、法律改正、判例変更など変更部分があることから、適宜授業内で指摘する。</p>
履修条件	法学未修者 1 年次配当科目であるため、特になし。
成績評価方法	期末試験 100%。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	科目特性や各担当教員の方法論の違いもある程度はあるが、本科目のような基礎知識ダウンロード型の段階では復習中心、既修得知識を応用する演習段階に進むにつれて予習へと重心が移って行く傾向がある。
教材・参考文献・配付資料等	<p>●授業における使用教材</p> <p>各回の授業に先立ち、担当教員が作成した画面共有用のパワポ・スライドを manaba の本科目コースページにアップする。本科目授業そのものは、このスライドに沿って進行する。なお、同スライドや授業での口頭説明の中で、長谷部恭男他編『憲法判例百選 I[第 8 版]』(別冊ジュリスト 273 号 有斐閣 2025 年 9 月)にしばしば言及するため、各自予め同書を準備されたい。</p>

	<p>●参考文献 (以下はあくまで現時点の最新版。この後さらに最新版が出た場合は、そちらを参照されたい。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初学者にとっての読みやすさ (と同時にレベルと情報量も十分) という点、人権・統治の各巻が分冊となっているためハンディで持ち運びしやすいという点からは、渋谷秀樹・赤坂正浩『憲法1 人権【第9版】』(有斐閣アルマ 2025) は信頼できる。 ・「三段階審査」の枠組で書かれた、上記より詳細な概説書としては渡辺康行・穴戸常寿・松本和彦・工藤達朗『憲法I 基本権 (第2版)』(日本評論社 2023) が信頼できる。
オフィスアワー等 (連絡先含む)	履修ガイドに記載のとおり。
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の本科目履修上の連絡は manaba の本科目コースページを通じ随時行われる。 ・「教育における生成 AI 活用のガイドライン (学生向け)」を参照し、適切に活用してください。生成 AI による提案や回答が必ずしも正確とは限らないため、得られた情報は批判的に評価し、責任をもって内容を精査してください。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	憲法/人権/包括的基本権/平等/精神的自由/三段階審査/違憲審査基準/(最高裁) 判例

授業科目名	憲法 I-B〔人権〕
科目番号	0AFL003
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 C 夏季休業中 随時
担当教員	大石 和彦
授業概要	「憲法 I-A」に引き続き憲法上の人権規定の解釈論を学んでゆくが、「憲法 I - A」で学んだ自由権とは対照的に、法令による具体化を待たないと輪郭のはっきりしない、いわゆる国家制度依存的な権利をめぐる、立法裁量をどの程度尊重すべきか、立法裁量を尊重しつつも、それを統制する手法としていかなるものがあるかといった問題にも取り組む。
備考	法曹専攻の学生のみ履修可。 01NA029 と同一。 オンライン (オンデマンド型)
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標 (学修成果)	日本国憲法第 3 章所定の基本的人権規定の規範的意味につき、判例 (原則として最高裁判例に限る) を中心的素材としつつ理解する。「憲法 I-A」では精神的自由権 (「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案): 憲法」のうち 3-1 から 3-12) までを学んだが、本科目においては経済的自由権、適正手続、国務請求権、社会権、参政権 (同 3-13 から 3-27 まで) を学修する。法令による具体化を待たないと輪郭のはっきりしない、「抽象的」な、いわゆる国家制度依存的な権利をめぐる、立法裁量をどの程度尊重すべきか、立法裁量を尊重しつつも、それを統制する手法としていかなるものがあるかといった課題への対処法も学ぶ。
授業計画	第 1 週 営業の自由 (「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案): 憲法」 3-13) ・薬事法判決の内部構造の理解 (立法裁量の広狭を左右する要因、手段審査段階で何をどのように検討しているか) ・百選に「司法書士法事件」が掲載されるべき理由 (同じ消極目的規制なのに、なぜ薬事法判決と異なり合憲なのか?) 第 2 週 財産権 (1)(同 3-14) ・森林法判決はじめ、積極目的・消極目的二分論に言及していないこと ・森林法判決の内部構造の理解 (そこで用いられた審査基準は? 手段審査段階で何をどのように検討しているか) ・インサイダー取引規制に関する平成 14 年証券取引法事件以降の判例 (森林法判決に決して触れない) ・財産権の事後変更と昭和 53 年判決

	<p>第3週 財産権(2)(同3-14)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損失補償 <p>第4週 人身の自由(同3-15,3-17,3-18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法31条、35条、38条1項は、明らかに刑事手続を念頭に置いた規定であるが、これらの規定が行政手続にも適用されるか(成田新法事件、川崎民商事件) ・人身の自由分野の「憲法判例」は、国家による人権に対する制約があったことを前提に、それ(国家による人権に対する制約)が合憲かどうかを判断しているのであるか? そうでないとすれば、それらの判例は一体何を判断しているのであるか? <p>第5週 後国家的権利の論じ方(1)(同3-19~3-27)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前国家的権利である自由権(を制約する立法)と後国家的権利(を具体化する立法)の対照性 ・立法裁量論(自由権制約をめぐる憲法適合性審査手法との違い) ・立法裁量統制手法 ・判例(投票価値の較差是正訴訟、堀木訴訟など) <p>第6週 後国家的権利の論じ方(2)(同3-19~3-27)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後国家的権利具体化法であるにもかかわらず、立法裁量尊重型ではなく、自由権制約ケースに近い議論パターンを用いた判例(在外国民選挙権訴訟、郵便法違憲判決)につき検討した後、立法裁量尊重型の議論パターンを適用すべきケースと、そうでないケースの判別法を考える。 <p>第7週 後国家的権利の論じ方(3)(同3-19~3-27)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例問題演習1 <p>第8週 後国家的権利の論じ方(4)(同3-19~3-27)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例問題演習2 <p>第9週 裁判を受ける権利(同3-24)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判を受ける権利に関する最高裁判例を理解する <p>第10週 補遺注)「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」(コアカリキュラム)については、法律改正、判例変更など変更部分があることから、適宜授業内で指摘する。</p>
履修条件	「憲法I-A」を履修済であることが望ましい。
成績評価方法	期末試験100%。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	科目特性や各担当教員の方法論の違いもある程度はあろうが、本科目のような基礎知識ダウンロード型の段階では復習中心、既修得知識を応用する演習段階に進むにつれて予習へと重心が移って行く傾向があろう。
教材・参考文献・配付資料等	<p>●授業における使用教材</p> <p>各回の授業に先立ち、担当教員が作成した画面共有用のパワポ・スライドをmanabaの本科目コースページにアップする。本科目授業そのものは、このスライドに沿って進行する。なお、同スライドや授業での口頭説明の中で、長谷部恭男他編『憲法判例百選I[第8版]』(別冊ジュリスト273号有斐閣2025年9月)および同編『憲法判例百選[第8版]II』(別冊ジュリスト274号有斐閣2025年9月)にししばしば言及するため、各自予め同2巻本を準備されたい。</p>

	<p>●参考文献 (以下はあくまで現時点の最新版。この後さらに最新版が出た場合は、そちらを参照されたい。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初学者にとっての読みやすさ (と同時にレベルと情報量も十分) という点、人権・統治の各巻が分冊となっているためハンディで持ち運びしやすいという点からは、渋谷秀樹・赤坂正浩『憲法1 人権【第9版】』(有斐閣アルマ 2025) は信頼できる。 ・「三段階審査」の枠組で書かれた、上記より詳細な概説書としては渡辺康行・穴戸常寿・松本和彦・工藤達朗『憲法I 基本権 (第2版)』(日本評論社 2023) が信頼できる。
オフィスアワー等 (連絡先含む)	履修ガイドに記載のとおり。
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の本科目履修上の連絡は、manabaの本科目コースページを通じ随時行われる。 ・「教育における生成 AI 活用のガイドライン (学生向け)」を参照し、適切に活用してください。生成 AI による提案や回答が必ずしも正確とは限らないため、得られた情報は批判的に評価し、責任をもって内容を精査してください。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	憲法/人権/経済的自由/人身の自由/国務請求権/社会権/参政権/抽象的権利/違憲審査基準/裁量/(最高裁) 判例

授業科目名	憲法 II〔統治〕
科目番号	0AFL005
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 AB 月 7,8
担当教員	岡田 順太
授業概要	「統治機構論」の基礎理論を確認しつつ、具体的事例を素材としたケーススタディ方式の授業を行う。講義を中心とするが、可能な限り受講者参加型、対話型双方向形式の授業の実施に努めつつ、日本国憲法がさだめる統治機構について考察する。なお憲法訴訟論については、それらにつき専門に扱う個別の科目が別途設置されているので、それらに譲る。
備考	法曹専攻の学生のみ履修可 01NA002 と同一。 対面 (オンライン併用型) オンライン (オンデマンド型)
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標 (学修成果)	憲法のうち統治機構の該当部分につき基本的知識を習得すること。
授業計画	<p>関連判例を予習課題として出すので、事前に判例百選で事実の概要と判旨の内容を読んでおき、授業中に説明を求められたら解答できるようにしておくこと。基本的に統治機構論の体系に従いレジュメに沿って進めていくが、適宜、他の憲法領域の基本知識や法学の常識となる事柄について問うことがある。その際、間違えても構わないので、積極的に発言するようにすること。復習には十分時間をかけて、着実に理解を深められるように努めて欲しい。</p> <p>第 1 週国会 (1) 国民主権・最高機関性・立法権 (「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案):1-4-1 及び 2-1)</p> <p>第 2 週国会 (2) 国会の権能・立法過程 (同 2-1)</p> <p>第 3 週国会 (3) 二院制・議院の権能 (同 2-1)</p> <p>第 4 週国会 (4) 議員特権・選挙制度 (議員定数不均衡問題を含む)(同 2-1 及び 3-6 の一部)</p> <p>第 5 週内閣 (1) 行政権・内閣の権能 (同 2-2)</p> <p>第 6 週内閣 (2) 議院内閣制・解散権・独立行政委員会 (同 2-2)</p> <p>第 7 週裁判所 司法制度・司法権の意義・司法権の独立 (同 2-3-1)</p> <p>第 8 週天皇・財政 (同 1-4-2 及び 2-4)</p> <p>第 9 週地方自治・戦争放棄・憲法改正 (同 2-5、1-3 及び 1-2)</p> <p>第 10 週 (未消化論点または復習のための予備日)・小テスト 「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案)」(コアカリキュラム)については、法律改正、判例変更など変更部分があることから、適宜授業内で指摘する。</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	授業中の質疑応答の内容等 10%、小テスト 30%、期末試験 60%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修 (予習・復習等) については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書 長谷部恭男ほか編『憲法判例百選 II(第 8 版)』(有斐閣、2025 年) この他、担当教員が作成するレジュメを使用する。</p> <p>参考書 駒村圭吾編『プレステップ憲法(第 4 版)』(弘文堂、2024 年)</p>

オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	<p>必要な事項は、Manaba に掲載する。</p> <p>憲法 I〔人権〕の内容との連関を意識して、特に政治部門と司法部門との役割分担について理解を深めること。</p> <p>「教育における生成 AI 活用のガイドライン (学生向け)」を参照し、適切に活用してください。生成 AI による提案や回答が必ずしも正確とは限らないため、得られた情報は批判的に評価し、責任をもって内容を精査してください。</p>
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	国民主権, 平和主義, 憲法改正

授業科目名	行政法 I
科目番号	0AFL007
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 AB 随時
担当教員	日野 辰哉
授業概要	行政法のなかでも、いわゆる“総論”を扱う。公益実現に向けた行政活動を法的に認識するための基本的な道具立て（行政処分などの行為形式や各種法制度など）の意義および判例の学習を通じて、行政機関と対峙する私人の権利利益の保護をはじめとする各種個別利益との調整をいかに行うべきか、その具体的諸相を知りつつ、事案の分析を各自で一定程度おこなえるようにする。授業は講義形式で、あらかじめ配布されたレジュメに従い進行する。
備考	法曹専攻の学生のみ履修可 01NA003 と同一。 オンライン（オンデマンド型） 期間中、一部ハイフレックス授業を取り入れている。詳細は manaba で通知する。
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	<ul style="list-style-type: none"> ・重要（とされる）判例等の学習を通じて、行政行為などの各種行為形式などに係る実体法・手続法上の論点を把握し、当該論点に係る法規範を、なぜそうした規範になるのか、ということを理解する。 ・特定の事案において、学んだ知識を用いて紛争解決に必要な法律論を展開できる。
授業計画	<p>第 1 週 法治主義, 行政組織法論, 法の一般原則 (「共通到達目標モデル 第 2 次修正案」〔以下, 省略〕 1-1,1-5-1・2・3,2-5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジュメ記載の判例の論点の確認, ・法律による行政の原理に係る判例の検討ほか ・信義則などに係る判例の検討 <p>【講義で主に扱う判例】CB9-3(宜野座村),4-3(余目町), 最判 S61・2・27(富山パトカー),CB4-10(君が代日の丸)</p> <p>第 2 週 行政法上の一般原則 (つづき)</p> <p>基準設定行為論 (1-2-2,2-1-1・2,2-3-1・2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法規命令, 行政規則に関する判例の検討 ・条例論 <p>【講義で主に扱う判例】CB1-4(幼児接見拒否),1-8(医薬品ネット販売),1-1(墓地埋葬),13-9(北海道パチンコ店営業停止), 最判 H25-4-16(水俣病認定),1-2(徳島市公安条例)</p>

第3週行政処分論 (1-2-1)

- ・行政処分に固有の特殊な効力
- ・瑕疵論(職権) 取消し・撤回論

【講義で主に扱う判例】最判 H22・10・15(相続税更正処分),CB2-9(名古屋冷凍倉庫),2-1(名義無断借用),2-3(菊田医師優生保護医),2-5(パチンコ店名義貸し)

第4週行政処分手続論 (1-4-1・2,3-1)

- ・行政手続法の仕組み
- ・手続的瑕疵の取扱い

【講義で主に扱う判例】CB3-1(個人タクシー),3-3(群馬中央バス),3-5(旅券発給拒否),3-8(一級建築士)

第5週行政裁量論 (1)(2-2-1・2)

- ・法治主義との関係で裁量の意義とは
- ・裁量権の所在, 存否, 裁量統制

【講義で主に扱う判例】最判 H25・4・16(水俣病認定), 最判 H10・7・16(酒類販売業免許),CB4-6(エホバ),4-8(呉市学校使用)

第6週行政裁量論 (2)(2-2-2)

- ・裁量統制(つづき)
- ・附款

【講義で主に扱う判例】前回の残り

まとめ (1)

- ・「課題」の講評など

第7週行政上の義務履行確保の仕組み, 公物法 (1-3-5・6)

- ・行政強制の意義および判例の検討

【講義で主に扱う判例】CB7-1(茨木市職員組合事務所),7-4(宝塚パチンコ),9-8(福岡町) など

第8週行政計画論 (1-3-4,1-3-1)

- ・都市計画法・建築基準法の解説
- ・計画裁量に関する判例の検討

【講義で主に扱う判例】CB8-4(松任市廃棄物処理業),4-9(小田急)

行政契約論 (1-2-3,1-3-1)

- ・行政契約(規制契約)に関する判例の検討

【講義で主に扱う判例】最判 S59・12・13(公営住宅明渡), 最判 H2・10・18(公営住宅相続),CB9-8(福岡町)

第9週行政契約論(つづき)

行政指導論 (1-3-2)

- ・行政指導に関する判例の検討ほか

【講義で主に扱う判例】CB5-1(中野区特殊車両),5-3(品川マンション),5-5(武蔵野教育施設負担金)

	<p>第 10 週行政指導論 (1-3-2)(つづき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政指導に関する判例の検討ほか <p>まとめ (2) ・本講義はオンデマンド方式による受講を基本としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお, 第 6 週の 1 コマ分, 及び, 第 10 週の 1 コマ分はハイフレックス型 (オンライン + オンサイト併用) で実施 (参加は任意) する予定 (参加できない学生は「課題」に対応しなければならない). 詳細は manaba を参照すること。 <p>「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案)」(コアカリキュラム) については, 法律改正、判例変更など変更部分があることから、適宜授業内で指摘する。</p>
履修条件	進級制のため, 配当年次による。
成績評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・中間段階で「課題」を提示のうえで, レポートを提出してもらう。これにより, 行政法総論の基本的な知識が中間段階でどの程度理解されているのかを測定する。 ・成績評価はレポート (10%), 期末試験 (90%) により行われる。 ・manaba 等での積極的な質問・発言は成績評価に勘案される。 ・評価項目はおもに,(1) 行政法上の基本概念や関係法規範の正確な理解,(2) 論点の的確な把握,(3) 法令の解釈・適用の適切さ,(4) 論理性である。 ・採点済み答案を返却するほか, 「採点基準」や「講評」を公表する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	とくに行政処分 of 取消し・撤回, 裁量統制, 行政手続, 義務履行確保, 行政指導については「演習書」などで理解を深める必要がある。
教材・参考文献・配付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・講義は概ねあらかじめ配布されたレジュメに従い進行するので, 下記にある教科書に指定したテキストは, あくまでも「お勧め」ととどまる。もっとも, 『ケースブック行政法 第 7 版』については必須である。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 稲葉馨ほか, 『Legal Quest 行政法 第 5 版』(2023) 2. 下井康史ほか編, 『ケースブック行政法 第 7 版』(2022) <p>最新版を掲示しているはずですが, 数年経過すると改版の可能性が生じるので, 購入に際して注意すること。</p>
オフィスアワー等 (連絡先含む)	履修ガイドの記載による。
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	教育における生成 AI 活用のガイドライン (学生向け) を参照し, 適切に活用するように。生成 AI による提案や回答が必ずしも適切とは限らないため, 得られた情報を批判的に評価し, 責任をもってその内容を精査する必要がある。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	なし。
キーワード	法治主義, 適正手続原則, 行政処分法制, 行政指導, 行政強制, 行政契約, 基準設定行為

授業科目名	行政法 II
科目番号	0AFL009
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 C 夏季休業中 随時
担当教員	日野 辰哉
授業概要	重要(とされる)判例の学習を通じて行政救済法に関係する論点を把握し、当該論点に関する議論を理解する。また、抽象化された事例に学んだ知識を用いて、紛争解決に必要な法律論を展開できることを目標とする。本講義では、いわゆる行政救済法と呼ばれる分野、具体的には、軸となる行政事件訴訟法および国家賠償法のほかに、行政不服審査法および損失補償法が扱われる。以上の4法領域に関する事例の解説を行いながら、受講生が基礎的な知識を習得し、事案の分析を自ら一定程度おこなえるようにする。授業は講義形式で、あらかじめ配布されたレジュメに従い進行する。行政救済法の基本的なフレームの解説、およびその理解に必要な重要(とされる)判例の解説あるいはその質疑応答に講義の重点がおかれる。
備考	法曹専攻の学生のみ履修可 01NA004 と同一。 オンライン(オンデマンド型)
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	<ul style="list-style-type: none"> ・重要(とされる)判例の学習を通じて行政救済法に関係する論点を把握し、当該論点に関する議論を理解する。 ・事例問題で、学んだ知識を用いて紛争解決に必要な法律論を展開できる。
授業計画	<p>第1週国賠1条責任論(1): 性質論, 公権力性, 職務行為関連性, 違法性, 過失(「共通到達目標モデル第2次修正案」〔以下, 省略〕7-1,7-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務関連性などに関する各種判例の検討 ・違法性, 過失論 <p>【講義で主に扱う判例】CB1-4(幼児接見拒否),18-1(川崎警官),18-4(岡山税務署), 最判 S61.2.27(富山パトカー),18-5(京都宅建),18-8(奈良民商),18-13(積善会), 最判平成19年11月1日民集61巻8号2733頁(在韓被爆者), 最判平成20年4月15日民集62巻5号1005頁(弁護士会接見)</p> <p>第2週国賠1条責任論(2), 国賠2条責任論, その他(7-2,7-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不作為責任に関する判例の検討 ・営造物責任に関する判例の検討 <p>【講義で主に扱う判例】CB19-1(高地落石),19-2(飛騨川バス),19-3(奈良赤色灯),19-4(故障トラック),19-5(大東水害),19-7(多摩川水害),19-8(テニス審判台),19-9(国道43号線),18-14(福島求償金請求)</p>

第3週 損失補償論, 国家補償のはざま, 行政不服審査法制 (8-1・2,4-1・2,5-1-4)

- ・「特別の犠牲」などに関する判例の検討
- ・平成28年施行の改正行審法のポイントの確認ほか

【講義で主に扱う判例】CB20-1(名取川),20-3(東京中央卸売市場),20-4(高松GS),20-6(南伊豆),12-1(主婦連),13-5(米子鉄道)

第4週 行政不服審査法制 (つづき)

司法権論, 行政事件訴訟の概観

- ・民衆訴訟, とりわけ住民訴訟の非財務行為に対する間接統制機能に係る判例の検討
- ・機関訴訟に係る判例の検討

【講義で主に扱う判例】16-3(一日校長), 最判S49・5・30(大阪府国民健康保険),CB11-4(成田新幹線)

訴訟要件論 (1)

- ・処分性 (5-1-1)

【講義で主に扱う判例】CB11-10(労災就学援護費),11-11(冷凍マグロ),11-12(登免税還付通知)

第5週 訴訟要件論

- ・処分性 (つづき)

【講義で主に扱う判例】CB11-14(病院開設中止勧告),CB11-3(高円寺),11-14(浜松市),11-6(盛岡)

第6週 訴訟要件論

- ・処分性 (つづき)

【講義で主に扱う判例】11-15(横浜保育所),1-7(高根町給水条例),11-9(御所町2項道路)

まとめ (1)

- ・課題の講評など

第7週 訴訟要件論

- ・原告適格 (5-1-2)

【講義で主に扱う判例】12-6(横浜パチンコ),12-10(小田急),13-3(長沼訴訟) など

- ・訴えの利益 (5-1-3)

【講義で主に扱う判例】CB14-1(健康保険医療費値上げ),11-15(横浜保育園),14-2(東京12ちゃん)

第8週 訴訟要件論

- ・訴えの利益 (つづき)

取消訴訟の審理 (5-3-1/2/3/4)

- ・主張制限, 違法性の承継に係る判例の検討, 理由の差替え, 違法判断の基準時ほか

【講義で主に扱う判例】CB12-2(新潟空港),2-8(タヌキの森・東京建築安全条例) など

第9週 取消訴訟の審理 (つづき)

取消判決の効力 (5-4-1)

- ・形成力, 拘束力に係る判例の検討

第10週 仮処分排除と仮の救済, 内閣総理大臣の異議 (5-8-1)

- ・執行停止制度

【講義で主に扱う判例】CB17-5(弁護士懲戒)

まとめ (2) ・講義はオンデマンド方式を基本とする。

・ただし, 第6週の1コマ分, 及び, 第10週の1コマ分(まとめの回)はハイフレックス型(オンライン+オンサイト併用)で実施(参加は任意)する予定(参加できない学生は課題に対応しなければならない). 詳細はmanabaを参照してほしい。

「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」(コアカリキュラム)については, 法律改正, 判例変更など変更部分があることから, 適宜授業内で指摘する。

履修条件	配当年次による.
成績評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・講義の途中で、課題の提示・レポート作成を求める予定です. ・成績評価はレポート (10%), 期末試験 (90%) により行われる. ・manaba 等での積極的な質問・発言は成績評価に勘案される. ・評価項目は, おもに (1) 行政法上の基本概念や判例の的確な理解,(2) 論点の的確な把握,(3) 法令の解釈・適用の適切さ,(4) 論理性, である. ・採点済み答案を返却するほか, 「採点基準」や「講評」を公表する.
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	学んだ知識を活用することができるように, 講義冒頭で提示した「演習書」などを活用してほしい. 特に, 「取消訴訟の訴訟要件」(必然的に判決効も係ることになる), および, 「取消訴訟の審理」についての学習が重要である.
教材・参考文献・配付資料等	<p>・講義は概ねあらかじめ配布されたレジュメに従い進行するので, 下記にある教科書に指定したテキストは, あくまでも「お勧め」にとどまる. もっとも『ケースブック行政法 第7版』は必須である.</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 稲葉馨ほか, 『Legal Quest 行政法 第5版』(2023) 2. 下井康史ほか編, 『ケースブック行政法 第7版』(2022) <p>最新版を掲示しているはずですが, 数年経過すると改版の可能性が生じるので, 購入に際して注意して欲しい.</p>
オフィスアワー等 (連絡先含む)	履修ガイドの記載による.
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	「教育における生成 AI 活用のガイドライン (学生向け)」を参照し, 適切に活用するように. 生成 AI による提案や回答が必ずしも適切とは限らないため, 得られた情報を批判的に評価し, 責任をもってその内容を精査する必要がある.
他の授業科目との関連	0AFL007 行政法 I
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	なし.
キーワード	行政争訟, 国家補償, 行政事件訴訟法, 行政不服審査法, 国家賠償法, 損失補償, 公権力責任, 営造物責任

授業科目名	民法Ⅰ〔総則・物権総論〕
科目番号	0AFL011
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 A 土 4,5; 春 B 土 6,7
担当教員	直井 義典
授業概要	<p>授業は講義形式とし、担保物権を除く物権法、および、民法総則のうち「物」ならびに時効に関する箇所を取り扱う。あらかじめ配布するレジュメを用いながら受講者が教科書の該当箇所を読んできていることを前提として、簡単な事例を用いながら講義対象となる制度につき条文から出発しつつ、要件・効果・立法趣旨を講ずる。また、判例の読み方を身に付けるために、判例集を用いて判例を詳細に検討することも行う予定である。講義の対象者は全くの法学未修者である。そのため、いささかなりとも民法を学んだことのある者にとっては平易な講義であると感じられるかもしれないが、説明の方法・制度の対比の仕方など、法学既修者にも得るところはあるはずである。</p>
備考	<p>法曹専攻の学生のみ履修可 01NA005 と同一。 対面 (オンライン併用型)</p>
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標 (学修成果)	<p>受講者が民法全体における物権法の位置付けについて理解するとともに、講義対象となる制度に関する基礎的な知識 (特に、要件・効果・立法趣旨) を条文を見ながら説明できるようになること、および、基本的な判例の事案・判示の内容を理解することを到達目標とする。また、特に本講義が 1 年次配当の基本科目であり民事系科目の入門をなすことから、法的なものの考え方、議論・論証の仕方を、条文・判例などの素材を用いて修得できるようになることも本授業の到達目標となる。</p>
授業計画	<p>第 1 週民法概論・物の分類・物権の基本的性質 民法典の全体構造について講じた後に、その中での物権法の位置づけについて説明する。さらに、物の種類、物権の意義及び基本的な性質について、債権との対比をしながら説明していく。また、一物一権主義・物権法定主義など、物権法の基礎的な概念についても説明する。(共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 民法 第 1 編序章・第 2 編第 1 章第 1 節)</p> <p>第 2 週物権変動論の基礎・意思主義 次週以降で取り扱う物権変動の各論的テーマを検討する前提として、物権変動の意義、意思主義、公示の原則など、物権変動論の基礎となる概念について説明する。(同 第 2 編第 1 章第 2 節 1・4)</p> <p>第 3 週不動産物権変動論 (1) 不動産登記制度の概要を説明した後、民法 177 条に関する解釈論を展開する。また、不動産物権変動における民法 94 条 2 項類推適用論について説明する。(同 第 2 編第 1 章第 2 節 2-1)</p>

	<p>第4週 不動産物権変動論(2) 登記を対抗要件とする物権変動のうち、取消し・解除と登記、相続と登記、取得時効と登記について説明する。(同 第2編第1章第2節 2-1・2-2)</p> <p>第5週 不動産物権変動論(3)・動産物権変動論 不動産物権変動に関する最高裁判例を1つ取り上げ、事実関係及び下級審の判断も含めて精読することにより、判例法理の理解を深める。 また、動産の物権変動について、対抗要件具備の方法である引渡し、取引の安全を図る制度としての即時取得について論じる。また、特別法上の対抗要件具備方法である動産譲渡登記などの引渡し以外の対抗要件具備の方法についても触れる。(同 第2編第1章第2節 2-1・2-2・3)</p> <p>第6週 小テストならびに占有権 占有権の効力につき、取得時効に関わる規定と占有訴権を中心に説明する。(同 第2編第2章)</p> <p>第7週 物権的請求権・時効総論 物権侵害に対する救済手段である物権的請求権について、果実収取権や費用償還請求権も含めて説明する。また、時効総論として時効制度の存在意義について説明する。その際、期間の計算にも触れる。(同 第1編第6章・第7章第1節・第2編第1章第1節)</p> <p>第8週 時効各論 時効各論として、取得時効・消滅時効それぞれの内容、時効の中断ならびに停止、時効の効果について説明する。また、消滅時効以外の権利行使期間制限についても触れる。(同 第1編第7章第2節・第3節)</p> <p>第9週 所有権 所有権の内容、相隣関係について説明した後、共有に関し対内的・対外的関係を中心に説明する。さらに、所有権の取得方法につき添付を中心に説明する。(同 第2編第3章)</p> <p>第10週 用益物権 各種用益物権につき、その内容・効力を中心に説明する。(同 第2編第4章・第5章) 「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」(コアカリキュラム)については、法律改正、判例変更など変更部分があることから、適宜授業内で指摘する。</p>
履修条件	なし
成績評価方法	<p>期末試験 100%。 期末試験については、採点済み答案を返却し、採点基準及び採点講評を学内掲示板で公表する。</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	初回の授業時に説明する。
教材・参考文献・配付資料等	<p>1. 佐久間毅,『民法の基礎 1 総則 第5版』(有斐閣・令和2年) 2. 佐久間毅,『民法の基礎 2 物権 第4版』(有斐閣・令和8年刊行予定) 民法IIの教科書でも物権法が扱われているが、記述の厳密性や授業との対応により、ここに掲載された教科書を入手することを求める。</p>

オフィスアワー等（連絡先含む）	履修ガイド記載の通り
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	<p>授業内容を理解するために、事前にレジュメの内容に目を通して授業に出席することが求められる。また、授業中は適宜六法を参照されたい。</p> <p>教育における生成 AI 活用のガイドライン (学生向け)」を参照し、適切に活用していただきたい。</p> <p>生成 AI による提案や回答が必ずしも正確とは限らないため、得られた情報は批判的に評価し、責任をもって内容を精査する必要がある。</p>
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	物権, 不動産, 動産, 物権変動, 占有, 時効, 所有権, 用益物権

授業科目名	民法Ⅱ〔担保物権〕
科目番号	0AFL013
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋 AB 土 2,3
担当教員	直井 義典
授業概要	本授業は、債権回収を確保する手段たる「担保(制度)」の意義や仕組みについて、判例・裁判例も参照しながら扱う。具体的には、抵当権・質権といった約定担保物権、留置権・先取特権といった法定担保物権のほか非典型担保物権について検討する。担保の「実行」や「保全」等については、「民事執行法」や「民事保全法」の知識も広く求められることになる。本授業でも必要な限りにおいて適宜これに触れることになる。
備考	法曹専攻の学生のみ履修可 01NA006 と同一。 対面(オンライン併用型)
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	担保物権法に関する授業である。民法の中でも比較的難解とされ、苦手とする学生も多いことから、まずは、担保制度の全体像およびその意義や相違点について説明できるようになること、各種担保の設定から実行までの一連の流れを説明できるようになることが目標となる。その際、担保制度に係る各種規律の要件および効果等を理解することが求められる。また、裁判所の実務に反する担保権実行はできないことから、その基礎となっている判例法理の理解も求められる。
授業計画	担当教員が配布するレジュメに基づいて授業を行う。担保をめぐる規律は民事執行実務との関係を見捨てることのできないため、民法の他の領域と比べてもとりわけ判例・裁判例の理解が重要である。 第1回担保制度総論・抵当権の基礎理論 担保制度とは何か、物的担保に止まらず人的担保も含めて位置づけを行い、担保物権に共通する性質について論じる。また、抵当権に関連する基礎的な用語の説明をする。(共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)民法第2編第6章、第10章第1節・第2節) 第2回抵当権の設定・抵当権の効力の及ぶ範囲その1 抵当権設定契約の特質・解釈について、ならびに、抵当権の目的物の範囲・物上代位について条文を中心に説明する。(同第10章第2節) 第3回抵当権の効力の及ぶ範囲その2 抵当権に基づく物上代位について判例を中心に説明する。(同第2編第10章第2節) 第4回抵当権の侵害・抵当権の実行・抵当権と利用権の関係 抵当権の侵害に対して抵当権者が行使し得る権利、抵当権の実行手続、ならびに、賃借権を中心とした利用権との調整について説明する。(同第2編第10章第2節・第3節)

	<p>第 5 回第三取得者との関係・抵当権の処分と消滅 抵当権が第三取得者に対して及ぼす影響、ならびに、抵当権の処分・消滅について説明する。(同 第 2 編第 10 章第 2 節)</p> <p>第 6 回小テスト・共同抵当・根抵当 抵当権の特殊な形態である共同抵当と根抵当について論じる。(同 第 2 編第 10 章第 4 節)</p> <p>第 7 回質権・非典型担保物権総論 質権について抵当権と対比しながら論じる。また、非典型担保物権につきその必要性を中心に総論的な説明を行う。(同 第 2 編第 9 章・第 11 章)</p> <p>第 8 回譲渡担保その 1 譲渡担保の当事者間、対第三者の効力について説明する。(同 第 2 編第 11 章)</p> <p>第 9 回譲渡担保その 2・所有権留保・仮登記担保 譲渡担保の特殊形態である集合動産譲渡担保・集合債権譲渡担保について説明する。また、所有権留保について譲渡担保と対比しながら説明し、仮登記担保法の説明を加える。(同 第 2 編第 11 章)</p> <p>第 10 回先取特権・留置権 法定担保物権である先取特権と留置権について説明する。(同 第 2 編第 7 章・同編第 8 章)「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」(コアカリキュラム)については、法律改正、判例変更など変更部分があることから、適宜授業内で指摘する。</p>
履修条件	配当年次による。ただし、民法 I の内容を前提とする箇所があるため、民法 I を受講済みであることが望ましい。
成績評価方法	<p>期末試験 (100%)</p> <p>期末試験については、採点済み答案を返却し、採点基準及び採点講評を学内掲示板で公表する。</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	初回の授業時に説明する。
教材・参考文献・配付資料等	<p>1. 石田剛ほか、『LEGAL QUEST 民法 II 物権 第 4 版』(有斐閣・2022 年) 当該書籍は民法 I の範囲もカバーしているが、記述の精密さの点で、民法 I を受講する際には民法 I の指定教科書を使用することをお勧めする。</p> <p>授業計画(前文)にもあるようにとりわけ判例法理が重要な領域であることから、潮見佳男=道垣内弘人編『民法判例百選 I 第 9 版』(有斐閣・令和 5 年)など判例集を用意しておくことをお勧めする。</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイド記載の通り
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	<p>教育における生成 AI 活用のガイドライン(学生向け)」を参照し、適切に活用していただきたい。</p> <p>生成 AI による提案や回答が必ずしも正確とは限らないため、得られた情報は批判的に評価し、責任をもって内容を精査する必要がある。</p>
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	

キーワード

抵当権, 質権, 留置権, 先取特権, 非典型担保, 譲渡担保, 所有権留保, 民事執行手続, 倒産処理法制

授業科目名	民法 III〔債権総論〕
科目番号	0AFL015
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋 BC 随時
担当教員	村山 淳子
授業概要	<p>本講義の目標は、(1) 債権一般に関わる基本事項を正確に理解すると同時に、契約法・債権法の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。(2) 債権一般に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。(3) 日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。債権法に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。(4) ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。授業は講義形式で、民法の講学上「債権総論」と呼ばれている部分、民法の編別で言えば、第 3 章・債権の第 1 節・総則を対象とする。債権総論に関わる事項の習得及び法的な思考能力の向上を目的としている。この授業では、ほかの民法関連科目、とりわけ、民法 IV-1 と民法 IV-2 との関連に留意しつつ、債権の種類や効力、債権回収等の場面で生ずる問題を中心に説明を行う。</p>
備考	<p>法曹専攻の学生のみ履修可 01NA015 と同一。 オンライン (オンデマンド型)</p>
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標 (学修成果)	<p>(1) 債権一般に関わる基本事項を正確に理解すると同時に、契約法・債権法の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。 (2) 債権一般に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。 (3) 日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。債権法に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。 (4) ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。</p>
授業計画	<p>双方向性・学生相互の意見交換のためのリアルタイム方式の講義回が複数回入る予定です。内容としては、起案の相互発表等を予定しています。授業開始日の 1 週間前までに日時を公表しますので、その日時はリアルタイムで出席できるようスケジュールを押さえておいてください。具体的状況に応じて、またリアルタイム方式の授業が入ることにより、各回に予定されたテーマの長さや詳しさ等を調整する可能性があります。</p> <p>第 1 回債権の種類・内容</p> <p>債権全般についての序論的な概観を行った後、債権の種類・内容を扱う。具体的には、民法 IV-1 および民法 IV-2 の授業の内容と連動させつつ、特定物債権、種類債権、金銭債権、利息債権、選択債権について、民法の基本的なルールを説明する。また、利息債権に関連して、利息の約定についての判例法理と特別法の展開にも言及する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 1 部・第 1 章および第 2 部・第 4 章を対象とする。</p>

第2回債権の効力、履行の強制

債権の効力を扱う。具体的には、債権の基本的な効力を整理し、いわゆる自然債務と責任なき債務の問題を概説する。また、履行の強制について、その意義と体系的な位置付けを確認し、民事執行法のルールにも言及しながら、債務の種類ごとに履行強制の方法を説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第1節および第2節を対象とする。

第3回債務不履行に基づく損害賠償請求1

債務不履行の総論的な問題を扱う。具体的には、まず、債権一般との関連にも留意しつつ、債務不履行の意味、類型、その確定方法を概説する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第3節を対象とする。

第4回債務不履行に基づく損害賠償請求2

債務不履行による損害賠償を扱う。具体的には、帰責事由の法的な意義、いわゆる履行補助者の問題、損害の法的な捉え方、損害賠償請求と履行請求との関係などについて、理論的到達点を踏まえて説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第3節を対象とする。

第5回受領障害

受領遅滞の問題を扱う。受領遅滞について、その基本的な考え方を整理した上で、その効果を検討していく。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第4節を対象とする。

第6回債権者代位権

債権者代位権を扱う。伝統的な理解に基づき、責任財産とその保全の方法について、債権者平等の原則との関連も踏まえて概観する。その後、債権者代位権の意味と基本構造、要件枠組、行使の方法、債権者代位権の効果と、いわゆる転用の問題を扱う。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第5節・1および2を対象とする。

第7回詐害行為取消権1

詐害行為取消権を扱う。この回の授業では、詐害行為取消権の意味、基本構造に触れた上で、倒産法上の否認権との関係にも留意しながら、詐害行為取消権の要件の基本枠組を整理する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第5節・3を対象とする。

第8回詐害行為取消権2

第5回の授業の内容を前提として、この回の授業では、詐害行為取消権の行使方法と効果の問題を扱う。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第5節・3を対象とする。

第9回弁済1

債権の消滅原因の1つ目として、弁済を扱う。この回の授業では、弁済の意味、弁済の方法(時期、場所、内容、費用)を概観した後、弁済の当事者の問題を扱う。とりわけ、第三者による弁済と弁済を受領する権限のない者に対する弁済が中心的なテーマとなる。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第5章・第1節・1を対象とする。

第 10 回 弁済 2

弁済による代位が中心的なテーマとなる。より具体的には、弁済による代位の意味と機能を確認した上で、その要件と効果に関わる基本的なルールを、判例法理と学説の理論的到達点を踏まえながら説明していく。さらに代物弁済と弁済供託の基本的なルールも説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第5章・第1節・第3節を対象とする。

第 11 回 相殺 1

債権の消滅原因として相殺を扱う。相殺の意味と機能を正確に理解した上で、その要件と効果に関わる基本的なルールを修得することが、この回の授業の目的となる。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第5章・第4節を対象とする。

第 12 回 相殺 2、更改、免除、混同

差押えと相殺の関係、債権譲渡と相殺の関係について、理論的到達点を踏まえながら検討する。また、そのほかの債権消滅原因として、更改、免除、混同の基本的なルールを説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第5章・第4節および第5節を対象とする。

第 13 回 多数当事者の債権・債務、分割債権・債務

まず、多数当事者の債権・債務関係について、民法の構造を概観し、この分野の内容をより良く理解するための視点を設定する。その後、分割債権・債務の基本的なルールを説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第3章を対象とする。

第 14 回 不可分債権・債務、連帯債権

不可分債権・債務、連帯債権の基本的なルールを説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第3章を対象とする。

第 15 回 保証債務 1

保証債務を扱う。保証債務の意味、機能、性質、類似の制度との異同を概説し、ほか保証に固有のテーマを扱う。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第3章・第3節を対象とする。

第 16 回 保証債務 2

この回の授業では、各種の保証、具体的には、連帯保証、共同保証、根保証をめぐる基本的なルールを扱う。また、事業に係る債務についての保証契約の特則にも触れる。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第3章・第3節を対象とする。

第 17 回 債権譲渡 1

債権譲渡を扱う。この回の授業では、まず、債権譲渡の意味と機能を確認した上で、債権の譲渡性の原則とその制限について概説する。とりわけ、譲渡制限の意思表示の問題が重要なテーマとなる。次に、債権譲渡の権利行使要件および対抗要件システムの基本構造を説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第4章・第1節を対象とする。

	<p>第 18 回債権譲渡 2</p> <p>この回の授業では、債権譲渡の権利行使要件および対抗要件をめぐる民法上の諸問題を扱う。具体的には、債務者に対する権利行使要件との関連では、債務者による抗弁の対抗と抗弁放棄の意思表示が、第三者に対する対抗要件との関連では、債権譲渡の優劣決定基準が重要なテーマとなる。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 1 部・第 4 章・第 1 節を対象とする。</p> <p>第 19 回債権譲渡 3</p> <p>この回の授業では、債権譲渡法理の現代的展開を扱う。具体的には、危機対応型の債権譲渡から正常業務型の債権譲渡へという基本的な動向に留意しつつ、集合債権譲渡に関わる判例法理を整理し、対抗要件についての特別法 (動産・債権譲渡特例法) の内容を説明していく。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 1 部・第 4 章・第 1 節を対象とする。</p> <p>第 20 回債務引受、契約譲渡</p> <p>債務引受に関しては、免責的債務引受と併存的債務引受という 2 つの類型について、その意味、要件、効果を説明する。また、契約譲渡に関しては、その意味、要件、効果などの一般論を概観し、併せて、各論として、民法 IV-2 で扱った賃貸借契約上の当事者の地位の移転の問題を確認する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 1 部・第 4 章・第 2 節を対象とする。「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案)」(コアカリキュラム) については、法律改正、判例変更など変更部分があることから、適宜授業内で指摘する。</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	定期試験 80%、小テスト 20%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業の進め方とともに授業内に指示する。
教材・参考文献・配付資料等	<p>担当者が作成した講義資料</p> <p>ほか、必要に応じて、指示する</p> <p>1. 担当者が作成した講義資料 (事前に配布する)</p>
オフィスアワー等 (連絡先含む)	履修ガイドに記載する。
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	<p>民法 IV - 1 および IV - 2 を履修済みであることが望ましい。未履修の場合は各自参考書等でフォローしてください。</p> <p>「教育における生成 AI 活用のガイドライン (学生向け)」を参照し、適切に活用してください。生成 AI による提案や回答が必ずしも正確とは限らないため、得られた情報は批判的に評価し、責任をもって内容を精査してください。</p>
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	なし。
キーワード	債券の種類, 債権の効力, 責任財産の保全, 多数当事者の債権・債務, 債権譲渡, 債務引受, 債権の消滅

授業科目名	民法 IV-1〔契約法〕
科目番号	0AFL017
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 AB 随時
担当教員	村山 淳子
授業概要	本講義の目標は、(1) 総則・契約法(前半)の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。(2) 総則・契約法(前半)に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。(3) 日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。総則・契約法(前半)に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。(4) ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。授業は講義形式を中心とする。
備考	法曹専攻の学生のみ履修可 01NA022 と同一。 オンライン(オンデマンド型)
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	(1) 総則・契約法(前半)の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。 (2) 総則・契約法(前半)に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。 (3) 日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。総則・契約法(前半)に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。 (4) ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。
授業計画	民法総則にあたる回に☆、契約法(前半)にあたる回に★を付した。 双方向性・学生相互の意見交換のためのリアルタイム方式の講義回が複数回入る予定です。内容としては、学習会や起案の相互発表等を予定しています。授業開始日の1週間前までに日時を公表しますので、その日時はリアルタイムで出席できるようスケジュールを押さえておいてください。具体的状況やリアルタイム方式の授業が入ることにより、各回に予定された内容の長さ等を調整する可能性があります。 第1回民法総論 ☆ 私法の中での民法の位置づけ、日本の民法典の編別など、法や民法の基本的な仕組みや体系を学習する。私的自治の原則など私法の一般原則を挙げ、基本的な考え方を説明する。第1条の規定する信義誠実の原則(信義則)、権利濫用の法理について、具体例を挙げて説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・序章および第1章が対象である。

第2回権利能力、意思能力、行為能力総論 ☆

権利能力、意思能力、行為能力について、それぞれの制度の基本的な意味と趣旨、また、行為能力制度の全体像を説明する。更に、それぞれの能力の関係についても検討を行う。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第2章・第1節および第2節を対象とする。

第3回行為能力各論 ☆

具体的な制限行為能力者として、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人の行為能力を説明する。必要に応じて、家族法上の諸規定や任意後見にも言及することになる。また、行為能力と関連して、制限行為能力者の相手方の保護の問題も扱う。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第2章・第2節および第4編・第4章・第5章を対象とする。

第4回住所、不在者、失踪宣告 ☆

住所の概念(内容・意義)、不在者の財産管理の制度の意義及びその概要、失踪宣告の制度の意義及び必要性について学習する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第2章・第3節を対象とする。

第5回法人 ☆

法人とはどのような制度であり、法人に権利能力を認めるのはなぜ必要であるか、法人の種類(社団法人・財団法人、営利法人・非営利法人)について学習する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第2章・第4節を対象とする。

第6回法律行為、意思表示総論 ☆

民法総則上の法律行為および意思表示規定の全体像、意思表示に関する基本原理、その形成プロセスを概観する。意思表示および法律行為の解釈に関する考え方(意思主義・表示主義など)、強行法規・任意法規の意味、慣習の効力、公序良俗とはどのような概念であるか、公序良俗に反する法律行為にはどのような類型があるか、公序良俗違反の法律行為が無効であるという意味について学習する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第1節が対象である。

第7回意思欠缺・瑕疵ある意思表示総論、心裡留保 ☆

意思表示・瑕疵ある意思表示について総論的な説明をする。そのうえで、心裡留保の意義、要件、効果を説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第2節・1が対象である。

第8回虚偽表示 ☆

虚偽表示を扱う。具体的には、虚偽表示の意義、趣旨、機能、要件、効果などについての基本的な説明を行う。それを前提として、いわゆる94条2項の類推適用法理を扱う。また、ほかの民法関連科目(特に同時履修中の民法I)との関連に留意しつつ、民法全体の理解をより深める目的で、表見法理についての一般的な説明も行う。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第2節・2、第2編・第1章・第2節・1および2・2-1が対象である。

第9回錯誤 ☆

錯誤を扱う。具体的には、錯誤の全体像を概観した後、錯誤の意義と種類、いわゆる動機の錯誤の取扱い、錯誤についての基本的な考え方を説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第2節・3が対象である。

第10回詐欺・強迫、消費者契約法による救済 ☆

詐欺と強迫を扱う。具体的には、詐欺・強迫の意義、趣旨、機能、要件、効果、更に、詐欺・強迫による取消しと第三者の問題などについて説明する。共通的な到達目標モデル(第?次修正案)民法の第1編・第5章・第2節・4が対象である。さらに、消費者契約法上の誤認・困惑・過量契約による取消しなどを扱う。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第2節・4・5が対象である。

第11回代理総論 ☆

代理制度総論および有権代理の問題を扱う。具体的には、まず、代理総論として、代理の意味、種類、基本構造、間接代理や使者などの類似制度との関係を説明する。次いで、代理権の発生原因・内容・消滅、代理行為の民法・有効性などについて、基本的な構造を明らかにする。共通的な到達目標モデル(第?次修正案)民法の第1編・第5章・第3節の1から3までを対象とする。

第12回無権代理 ☆

無権代理の問題を扱う。具体的には、代理人として行為をした者が代理権を有していなかった場合の規律について、無権代理?為の効果、無権代理人の責任に分けて説明し、併せて、無権代理と相続に関する判例法理と学説上の議論を検討する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第3節・4を対象とする。

第13回表見代理1 ☆

表見代理の問題を扱う。具体的には、まず、表見代理の意味、基本原理、要件、効果について概要を説明し、次いで、表?代理の3種類のうち、代理権授与表示による表見代理の問題を取り上げる。共通的な到達目標モデル(第?次修正案)?法の第1編・第5章・第3節・5を対象とする。

第14回表見代理2 ☆

表見代理の3種類のうち、代理権踰越による表見代理、代理権消滅後の表見代理の問題を取り上げる。共通的な到達目標モデル(第?次修正案)?法の第1編・第5章・第3節・5を対象とする。

第15回無効・取消し、条件・期限 ☆

無効と取消しについて、それぞれの意味、効果、法律関係、追認などを整理し、理解を深めることを目指す。また、条件と期限についても触れる。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第4節および第5節を対象とする。概要を説明する。共通的な到達目標モデル(第?次修正案)民法の第1編・第5章・第2節・5が対象である。

第16回契約総論 ★

契約と「契約法」の一般的構造を、そのプロセスに即して説明する。契約法の基本原則(契約自由、契約の拘束力など)について、具体例を挙げて説明する。契約の種類・分類について説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第1章・第1節が対象である。

	<p>第 17 回契約の有効要件 ★ 契約の内容に関わる有効要件を扱う。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 1 編・第 5 章・第 1 節・1 および 2 が対象である。</p> <p>第 18 回契約締結上の過失 ★ 具体的には、契約無効類型、契約交渉破棄類型、情報提供・説明類型のそれぞれについて、判例法理を概観し、これらの法的責任の背後にある基本的な考え方を、契約の基本原則との関連に留意しながら説明する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 1 章・第 1 節が対象である。</p> <p>第 19 回契約の成立 ★ 契約の成立に関わる基本的なルールを扱う。具体的には、契約成立の基本的なパターンである申込みと承諾の意義と効力、それらの合致による契約の成立、申込みと承諾の合致以外の民法による契約の成立を説明する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 1 章・第 2 節および第 1 編・第 5 章・第 2 節・6 が対象である。</p> <p>第 20 回定型約款 ★ 契約の条項と約款に関する基本的な理解を確定したうえで、定型約款について概説する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 1 編・第 5 章・第 1 節・1 および第 3 編・第 2 部・第 1 章・第 3 節を対象とする。「共通的な到達目標モデル (第二次修正案)」(コアカリキュラム) については、法律改正、判例変更など変更部分があることから、適宜授業内で指摘する。</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	定期試験 80%、小テスト 20%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業の進め方とともに授業内にて指示する
教材・参考文献・配付資料等	<p>担当者が作成した講義資料 ほか、必要に応じて、指示する</p> <p>1. 担当者が作成した講義資料 (事前に配布する)</p>
オフィスアワー等 (連絡先含む)	履修ガイドに記載する。
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	「教育における生成 AI 活用のガイドライン (学生向け)」を参照し、適切に活用してください。生成 AI による提案や回答が必ずしも正確とは限らないため、得られた情報は批判的に評価し、責任をもって内容を精査してください。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	意思表示, 法律行為, 権利能力, 意思能力, 行為能力, 代理, 無効・取消し, 条件・期限

授業科目名	民法 IV-2〔契約法〕
科目番号	0AFL019
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 C 夏季休業中 随時
担当教員	村山 淳子
授業概要	本講義の目標は、(1) 契約法 (後半) の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。(2) 契約法 (後半) に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。(3) 日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。契約法 (後半) に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。(4) ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。授業は講義形式を中心とする。
備考	法曹専攻の学生のみ履修可 01NA023 と同一。 オンライン (オンデマンド型)
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標 (学修成果)	(1) 契約法 (後半) の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。 (2) 契約法 (後半) に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。 (3) 日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。契約法 (後半) に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。 (4) ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。
授業計画	<p>双方向性・学生相互の意見交換のためのリアルタイム方式の講義を予定しています。内容は起案の相互検討等を予定しています。第 1 週の講義配信日にリアルタイム方式の講義の日時を公表しますので、その日時はリアルタイムで出席できるようスケジュールを押さえておいてください。具体的状況やリアルタイム方式の授業が入ることにより、各回に予定された内容の長さ等を調整する可能性があります。</p> <p>第 1 回同時履行の抗弁権 同時履行の抗弁権を扱う。具体的には、同時履行の抗弁権について、その意義、機能、要件、効果を検討する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 1 部・第 2 章・第 1 節、第 2 部・第 1 章・第 1 節および第 4 節を対象とする。</p> <p>第 2 回危険負担 危険負担を扱う。具体的には、危険負担について、その意味と基本的な考え方を概説し、その存在意義を検討する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 1 章・第 1 節および第 4 節を対象とする。</p> <p>第 3 回第三者のためにする契約 第三者のためにする契約に関する規律を具体例を用いて説明する</p> <p>第 4 回解除 1 契約の解除のうち、その意味と一般的な要件と効果を扱う。具体的には、まず、解除の意味、種類、機能などを概観した上で、一般的な要件と効果を説明する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 1 章・第 5 節を対象とする。</p> <p>第 5 回解除 2 契約の解除のうち、解除権と効果の問題を扱う。具体的には、まず、解除権の行使、不可分性、消滅などの問題を説明する。次に、解除の効果の基本的な考え方を整理した上で、原状回復をめぐる様々な問題、解除と第三者に関わる問題を検討する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 1 章・第 5 節を対象とする。</p>

第 6 回解除 3

債務不履行を理由とする契約解除について要件・効果の説明を行い、催告解除、と無催告解除に分けて説明する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 1 章・第 5 節を対象とする。

第 7 回贈与

贈与の基本構造を概観した上で、その成立 (特に贈与の解除)、効力 (特に贈与者の義務)、特殊な贈与を検討する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 2 章を対象とする。

第 8 回売買 1

売買を扱う。この回の授業では、売買法の基本構造を整理した後に、売買の成立に関わる諸問題を中心に説明する。とりわけ、予約と手付が中心的なテーマとなる。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 3 章・第 1 節を対象とする。

第 9 回売買 2

売買の効力の問題を扱う。この回の授業では、まず、売買契約における当事者の債務の内容を確認する。その後、売主の財産権移転義務に関わる問題 (他人物売買など) を扱う。更に、改正前後の規律を対比させつつ、売主の契約適合性に関わる義務とその責任に関する基本的な考え方を概観する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 3 章・第 2 節を対象とする。

第 10 回売買 3

売主が契約の内容に適合する目的物を引き渡さなかった場合、契約の内容に適合する権利を移転しなかった場合について、改正前後の規律を対比させつつ、買主に認められている救済手段を整理する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 3 章・第 2 節を対象とする。

第 11 回売買 4

第 9 回から第 11 回までの授業の内容を前提として、売買の効力の問題を扱う。この回の授業では、売主の契約不適合の責任に関わる様々な問題 (競売の場合の取扱い、免責特約 (責任制限特約) の効力、債権の売主の契約不適合の責任) と買主の義務を検討する。また、売買の目的物が滅失または損傷した場合の規律を整理する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 3 章・第 2 節を対象とする。

第 12 回消費貸借

消費貸借の基本構造を概観した上で、改正前後の規律を対比させつつ、その成立、効力 (特に貸主と借主の義務) を扱う。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 2 章および第 4 章を対象とする。

第 13 回賃貸借 1

賃貸借の意味、具体例、民法と借地借家法の関係などを説明する。その後、賃貸借の成立との関連で、成立の際に交付される金銭 (敷金、保証金、権利金、礼金など) の性質の問題を扱う。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 6 章を対象とする。

	<p>第 14 回賃貸借 2 賃貸借の効力の問題を扱う。この回の授業では、当事者の債務についての民法上の規律を学修する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 6 章を対象とする。</p> <p>第 15 回賃貸借 3 期間満了・解約申入れによる終了と更新の問題、賃貸借契約の解除に関わる問題を取り扱う。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 6 章を対象とする。</p> <p>第 16 回賃貸借 4 譲渡および転賃の基本的な構造と、これらをめぐって生ずる様々な法的問題を検討する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 6 章を対象とする。</p> <p>第 17 回賃貸借 5 借地借家法による借主保護、権利義務調整の問題 (賃料増減額請求、建物・造作買取請求など) を概観する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 6 章・第 1 節および第 2 節を対象とする。</p> <p>第 18 回使用貸借 使用貸借の基本構造を概観した上で、使用貸借の認定、終了などの問題を説明する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 5 章を対象とする。</p> <p>第 19 回請負 1 請負を扱う。まず、民法が予定している 4 つの役務提供型契約の性質と異同、その問題などを確認する。その後、請負の意味と効力を説明する。この回の授業では、当事者の基本的な債務を概観した後、請負人の仕事完成義務、契約適合性に関する責任を扱う。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 7 章を対象とする。</p> <p>第 20 回請負 2 第 19 回の授業の内容を前提として、請負の効力と終了の問題を扱う。具体的には、注文者の義務、目的物所有権の帰属の問題、目的物が滅失または損傷した場合の規律について検討を行う。また、建築請負人の契約外責任についても、判例法理の現状を整理する。共通的な到達目標モデル (第二次修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 7 章を対象とする。「共通的な到達目標モデル (第二次修正案)」(コアカリキュラム) については、法律改正、判例変更など変更部分があることから、適宜授業内で指摘する。</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	定期試験 80%、小テスト 20%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業の進め方とともに授業内に指示する。
教材・参考文献・配付資料等	ほか、必要に応じて、授業内に指示する 1. 担当者が作成した講義資料 (事前に配布する)

オフィスアワー等（連絡先含む）	履修ガイドに記載する。
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	民法 IV-1 を履修していることが望ましい。履修していない人は各自参考書等でフォローしてください。 教育における生成 AI 活用のガイドライン (学生向け)」を参照し、適切に活用してください。生成 AI による提案や回答が必ずしも正確とは限らないため、得られた情報は批判的に評価し、責任をもって内容を精査してください。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	契約の不履行, 契約各論

授業科目名	民法 V [不法行為・不当利得法]
科目番号	0AFL021
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 C 夏季休業中 火 7,8
担当教員	白石 友行
授業概要	この授業は、講学上「債権各論」と呼ばれている部分のうち、役務提供契約、その他の契約類型、事務管理、不当利得、不法行為についての基本的な理解を修得することを目的としている。各制度や条文の意味、趣旨、機能、要件、効果などについて知識を獲得するだけでなく、民法全体について、体系的な理解を確立することが目標である。また、この授業を通じて、単に上記の各分野に関する基本的な理解を修得するだけにとどまらず、民法的な考え方を獲得し、法解釈のための力を向上させ、現実に生起する様々な紛争を解決（予防）するための能力を養成することも目指している。授業は、基本的に、担当者が作成した資料に基づき、場合によっては質疑応答をまじえながら、講義形式で行われる。講義資料については事前に配布するので、受講生は、最低限、この講義資料の該当部分を熟読して授業に臨むことが求められる。各回の授業は、受講生が十分な予習をしていることを前提に実施される。講義資料には、各回の授業で最低限確認しておくべき内容や、事例へのアプローチの方法を学ぶために詳細な事例が付されているので、質疑応答などを通じて知識の定着と法的思考能力の向上を図ってほしい。
備考	法曹専攻の学生のみ履修可 01NA017 と同一。 対面 (オンライン併用型)
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	(1) 該当分野に関わる基本事項、基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。 (2) 該当分野に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。 (3) 現実の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。該当分野に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。 (4) ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。
授業計画	第 1 回不法行為 1 不法行為の総論、および、不法行為の要件のうち、故意と過失を扱う。また、いくつかの事件類型に即して故意と過失の評価の仕方を検討する。共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 民法の第 3 編・第 3 部・第 3 章・第 1 節、第 2 節、第 5 節。 第 2 回不法行為 2 不法行為の要件のうち、故意と過失、権利または利益の侵害を扱う。また、いくつかの事件類型に即して権利または利益の侵害の評価の仕方を検討する。共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 民法の第 3 編・第 3 部・第 3 章・第 2 節、第 5 節

第3回不法行為3

第2回の授業に引き続いて、不法行為の要件のうち、権利または利益の侵害を扱う。共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)民法の第3編・第3部・第3章・第2節、第5節。

第4回不法行為4

第2回、第3回の授業に引き続いて、不法行為の要件のうち、権利または利益の侵害を扱う。共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)民法の第3編・第3部・第3章・第2節、第5節。

第5回不法行為5

不法行為の要件のうち、損害、因果関係を扱う。また、いくつかの事件類型に即して損害と因果関係の評価の仕方を検討する。共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)民法の第3編・第3部・第3章・第2節、第3節、第5節。

第6回不法行為6

賠償されるべき損害の範囲および損害賠償額の問題を扱う。共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)民法の第3編・第3部・第3章・第4節、第5節。

第7回不法行為7

過失相殺、過失相殺の類推適用、損益相殺、損益相殺的調整の問題を扱う。共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)民法の第3編・第3部・第3章・第4節、第5節。

第8回不法行為8

損害賠償責任の阻却事由、損害賠償請求権者の問題を扱う。共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)民法の第3編・第3部・第3章・第4節、第5節。

第9回不法行為9

原状回復、差止請求、期間制限の問題を扱う。共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)民法の第3編・第3部・第3章・第4節、第5節。

第10回不法行為10

人に関する責任の概要、監督義務者責任を扱う。共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)民法の第3編・第3部・第3章・第3節、第5節。

第11回不法行為11

使用者責任を扱う。共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)民法の第3編・第3部・第3章・第3節、第5節。

第12回不法行為12

工作物責任、動物占有者責任、運行供用者責任を扱う。共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)民法の第3編・第3部・第3章・第3節、第5節。

第13回不法行為13

製造物責任、共同不法行為を扱う。共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)民法の第3編・第3部・第3章・第3節、第5節。

第14回不法行為14

第13回の授業に引き続いて、共同不法行為を扱う。また、不法行為全体のまとめを行う。共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)民法の第3編・第3部・第3章・第3節、第5節。

	<p>第 15 回不当利得 1 不当利得を概観し、侵害利得について説明する。共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 民法の第 3 編・第 3 部・第 2 章・第 1 節。</p> <p>第 16 回不当利得 2 第 15 回の授業を前提として、給付利得を扱う。共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 民法の第 3 編・第 3 部・第 2 章・第 1 節、第 2 節。</p> <p>第 17 回不当利得 3 第 15 回と第 16 回の授業を前提として、支出利得、多数当事者間の不当利得等を扱う。共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 民法の第 3 編・第 3 部・第 2 章・第 1 節、第 2 節。</p> <p>第 18 回委任 役務提供契約の総論と委任を扱う。共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 7 章。</p> <p>第 19 回寄託、組合 寄託、組合を扱う。共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 7 章、第 8 章。</p> <p>第 20 回和解、事務管理 和解、事務管理を扱う。また、全体のまとめをする。共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 民法の第 3 編・第 2 部・第 9 章、第 3 部・第 1 章、第 3 章・第 1 節、第 2 節。「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案)」(コアカリキュラム) については、法律改正、判例変更など変更部分があることから、適宜授業内で指摘する。</p>
履修条件	
成績評価方法	期末試験 85%。平常点 (授業における発言の内容、レポートまたは小テスト等) 15%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修 (予習・復習等) については、授業時に担当教員より示す。
教材・参考文献・配付資料等	<p>シラバス執筆の時点では、教科書として使用する予定の書籍について、出版の状況等が未確定であるため、決定次第、すみやかに連絡する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 潮見佳男『債権各論 I 第 4 版補訂版』(新世社・2025 年) 2. 潮見佳男『債権各論 II 第 4 版補訂版』(新世社・2025 年)
オフィスアワー等 (連絡先含む)	<p>授業後に対応する。</p> <p>shiraishi at lawschool.tsukuba.ac.jp</p>
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	教育における生成 AI 活用のガイドライン (学生向け) を参照し、適切に活用してください。生成 AI による提案や回答が必ずしも正確とは限らないため、得られた情報は批判的に評価し、責任をもって内容を精査してください。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	

授業科目名	民法 VI〔家族法〕
科目番号	0AFL023
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 C 夏季休業中 木 7,8
担当教員	大塚 正之
授業概要	民法第 4 編親族法、第 5 編相続法全般を対象とし、親族法、相続法の基本的考え方、制度趣旨、個々の条文の趣旨を、主要な裁判例を通して学修する。毎回、設問を出し、解説するほか、復習用に詳細な解説を交付する。
備考	法曹専攻の学生のみ履修可 01NA027 と同一。 対面 (オンライン併用型)
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標 (学修成果)	親族法、相続法の基本的概念、要件、効果を理解するとともに、実際の実務で、どのように処理されているのかを理解し、主要な裁判例を通して、解釈上の問題点を把握する。親族法、相続法の考え方を身に付けることにより、新しい問題にも応用できる力を身に付ける。
授業計画	<p>各回の授業に先立ち、受講者に対して、レジュメで授業の範囲を示すとともに、設問を提示する。関係する条文及び教科書の該当部分並びにレジュメに記載された民法判例百選 III 親族・相続 (有斐閣) の関係箇所を事前に目を通すことが望ましい。授業は条文の概要を説明し、設問について受講者から○か×かについて理由を含めて回答してもらい、その後に解説をする。解説については、復習用に後に書面化して配信するので、授業で十分に理解できなかった部分は、その解説を読み、不明な点があれば、授業終了後に質問を受け付けて回答するので、疑問が残らないようにしてほしい。特に授業中、設問の答えを間違えたら、なぜ間違えたのかを、その都度、考えて認識を修正していただきたい。</p> <p>第 1 回総論・婚姻【コアカリ第 4 編第 1 章・第 2 章第 1 節】 第 2 回婚姻・離婚【コアカリ第 4 編第 2 章第 2 節・第 4 節】 第 3 回離婚・実子【コアカリ第 4 編第 2 章第 3 節・第 3 章第 1 節】 第 4 回実子・養子【コアカリ第 4 編第 3 章第 1 節・第 2 節】 第 5 回親権・後見・扶養【コアカリ第 4 編第 4 章・第 5 章・第 6 章】 第 6 回相続 (総則・相続人)【コアカリ第 5 編第 1 章・第 2 章】 第 7 回相続の効力【コアカリ第 5 編第 3 章第 1 節・第 2 節・第 4 節】 第 8 回遺産分割、相続の承認と放棄【コアカリ第 5 編第 3 章第 3 節・第 4 章】 第 9 回遺言 (総則・方式・効力)【コアカリ第 5 編第 5 章】 第 10 回遺言 (執行・撤回・取消)、遺留分【コアカリ第 5 編第 5 章・第 6 章】 *一応の予定であり、授業の進捗状況により、多少前後することがある。</p> <p>「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) (コアカリキュラム) については、法律改正、判例変更など変更部分があることから、適宜授業内で指摘する。</p>

履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末定期試験 100%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 1. 民法7 親族・相続 第7版(有斐閣アルマ: 2023/10/31) 高橋 朋子, 床谷 文雄, 棚村 政行(共著) 2. 窪田充見『家族法—民法を学ぶ』有斐閣(2019年12月・第4版) 参考書 民法判例百選 III(親族・相続) 別冊ジュリスト No.264(2023/2/20 第3版)
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	対面講義でも、オンラインでも、疑問点があれば、積極的に質問をしてほしい。対面であれば講義中でもよいし、オンラインでも、メールで質問があれば、メールで、または、講義の中で回答したいと思います。実務に関する質問も歓迎します。 教育における生成 AI 活用のガイドライン(学生向け)」を参照し、適切に活用してください。生成 AI による提案や回答が必ずしも正確とは限らないため、得られた情報は批判的に評価し、責任をもって内容を精査してください。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	親権制度, 遺言書

授業科目名	商法 I〔企業組織法〕
科目番号	0AFL025
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 AB 随時
担当教員	萬澤 陽子
授業概要	本講義では、受講生が、会社総論、株主の権利義務、株式会社の機関等に関する会社法の規律について趣旨・要件・効果等を的確に理解するとともに、関連する重要論点について判例・学説の状況を整理・把握し、法的思考力を涵養することを目標とする。
備考	法曹専攻の学生のみ履修可 01NA009 と同一。 オンライン (オンデマンド型)
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標 (学修成果)	会社法の基本的なルール、それをめぐる議論および判例の立場を理解し、会社に関する諸問題について法的に考えることを目標とする。
授業計画	<p>担当教員が配布するレジュメに基づいて、講義形式で授業を進める。</p> <p>第 1 週総論および株式・株主 主な内容: 会社の意義と種類、会社法上の主要な用語の定義等, 株式会社の特徴, 株式の意義、株主平等原則、株主の地位、株主権の行使に関する利益供与, 株式の内容および種類〔共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 第 1 編 1-1, 3-1, 3-2-1, 3-2-3〕</p> <p>第 2 週機関設計・株主総会 (1) 主な内容: 株主総会の意義・権限、株主総会の招集手続〔共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 第 1 編 3-4-1, 3-4-2-1, 3-4-2-2〕</p> <p>第 3 週株主総会 (2) 主な内容: 株主総会の議事運営、議決権の行使〔共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 第 1 編 3-4-2-2, 3-4-2-3〕</p> <p>第 4 週株主総会 (3) 主な内容: 株主総会の決議の種類・瑕疵、種類株主総会〔共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 第 1 編 3-4-2-4, 3-4-3〕</p> <p>第 5 週取締役・取締役会 (1) 主な内容: 取締役の選任・終任等、取締役の種類、資格、取締役の報酬規制等〔共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 第 1 編 3-4-4-2, 3-4-4-3, 3-4-5-4〕</p> <p>第 6 週取締役・取締役会 (2) 主な内容: 取締役会設置会社と非取締役会設置会社、非取締役会設置会社における取締役、取締役会設置会社における取締役、特別取締役、取締役会の権限、招集手続・決議等〔共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 第 1 編 3-4-4-1, 3-4-4-4, 3-4-4-5, 3-4-4-6〕</p>

	<p>第7週取締役・取締役会(3) 主な内容: 代表取締役、表見代表取締役、代表取締役職務代行者、取締役の負う善管注意義務、忠実義務〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-4-4-7, 3-4-4-8, 3-4-5-1〕</p> <p>第8週取締役・取締役会(4) 主な内容: 取締役の利益相反取引規制、競業取引規制、取締役の会社に対する任務懈怠責任、任務懈怠の推定、経営判断原則、責任追及方法(代表訴訟)、責任の免除〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-4-5-2, 3-4-5-3, 3-4-5-5-1〕</p> <p>第9週取締役・取締役会(5) 主な内容: 第三者に対する責任の法的性質、要件、責任の範囲等〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-4-5-5-2〕</p> <p>第10週株主による違法行為の差止権、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、委員会設置会社、計算 主な内容: 株主による違法行為の差止権、検査役の選任請求権、会計参与、監査役の権限、責任、選任・終任、会社との関係等、会計監査人の権限・責任・選任・終任、委員会設置会社(指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社)の意義・概要等、会計帳簿とその作成、計算書類等の概念、各事業年度に係る計算書類の確定手続、資本金および準備金、剰余金の配当〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-4-5-6, 3-4-6, 3-4-7, 3-4-8, 3-4-9, 3-5〕「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」(コアカリキュラム)については、法律改正、判例変更など変更部分があることから、適宜授業内で指摘する。</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	<p>期末試験100%とする。</p> <p>採点済み答案の返却・採点基準及び採点実感を学内掲示板に掲載する。</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>1. 田中 亘,『会社法[第5版]』(東京大学出版会・2025年)</p> <p>2. 神作裕之ほか編,『会社法判例百選[第4版]』(有斐閣・2021年)</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイド参照
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	<p>双方向性の確保や学生相互の意見交換のために、質問会を設定します(参加は任意です)</p> <p>教育における生成AI活用のガイドライン(学生向け)を参照し、適切に活用してください。生成AIによる提案や回答が必ずしも正確とは限らないため、得られた情報は批判的に評価し、責任をもって内容を精査してください。</p>
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	株式, 株主, 機関, 株主総会, 議決権, 取締役, 取締役会, 代表取締役, 監査役, 監査役会

授業科目名	商法 II [企業法総論・企業活動法]
科目番号	0AFL027
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 C 夏季休業中 随時
担当教員	萬澤 陽子
授業概要	本講義では、受講生が、設立、株式譲渡の自由と制限、自己株式取得、募集株式の発行等・新株予約権の発行、事業譲渡および組織再編等に関する会社法等の規律について趣旨・要件・効果等を的確に理解するとともに、関連する重要論点について判例・学説の状況を整理・把握し、法的思考力を涵養することを目標とする。
備考	法曹専攻の学生のみ履修可 01NA010 と同一。 オンライン (オンデマンド型)
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標 (学修成果)	会社法の基本的なルールを中心に、それをめぐる議論および判例の立場を理解し、会社等に関する諸問題について法的に考えることを目標とする。
授業計画	<p>担当教員が配布するレジюмеに基づいて、講義形式で授業を進める。</p> <p>第 1 週会社の設立 主な内容: 株式会社の設立の種類、手続、設立登記、設立中の法律関係、違法な設立・会社の不成立の場合の処理方法 [共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 第 1 編 3-6-1]</p> <p>第 2 週株式の譲渡等 主な内容: 株式譲渡の自由および譲渡の制限、譲渡の方法、株主の権利の行使方法、株主名簿制度および名義書換の方法・効力等 [共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 第 1 編 3-2-4]</p> <p>第 3 週株式の単位、特殊な株式保有形態、自己株式取得規制 主な内容: 株式の単位、株式の併合・分割、単元株制度、株式の共有、自己株式の取得 [共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 第 1 編 3-2-2,3-2-5,3-4-2-3]</p> <p>第 4 週資金調達 (1)—新株発行 主な内容: 新株発行、新株予約権、社債の概要、新株発行の種類、発行手続きおよびその趣旨、募集株式の発行に瑕疵があったときの責任および責任追及方法 [共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 第 1 編 3-3-1,3-3-2]</p> <p>第 5 週資金調達 (2)—新株予約権、社債・新株予約権付社債 主な内容: 新株予約権の仕組み、利用方法、発行に関する手続きおよびその趣旨、新株予約権の発行に瑕疵があったときの責任および責任追及方法、その問題点、社債に関する会社法以外の法規制、社債管理者制度、その資格・義務、社債権者集会の概要・趣旨 [共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 第 1 編 3-3-3,3-3-4]</p>

	<p>第 6 週会社の基礎的変更 (1)—総則、合併・会社分割・株式交換・株式移転 主な内容: 組織再編総則、買収、買収防衛策、キャッシュアウト、合併・会社分割・株式交換・株式移転の種類、意義および手続 [共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 第 1 編 3-7-1 から 3-7-4]</p> <p>第 7 週会社の基礎的変更 (2)—合併・会社分割・株式交換・株式移転、定款変更・事業譲渡等 主な内容: 合併、会社分割・株式交換・株式移転の反対株主の保護、債権者の保護等、定款変更の手続、事業譲渡等の意義およびそれにかかる規制 [共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 第 1 編 3-6-2, 3-7-2 から 3-7-5]</p> <p>第 8 週持分会社・組織変更、解散・清算、会社法総則・登記、商法総則・商行為 (1) 主な内容: 会社の組織変更、解散および清算、持分会社 (合名会社・合資会社・合同会社) の設立、社員の責任・変動、会社の運営、計算、定款変更、会社の商号・使用人、代理商、事業譲渡、会社の登記、商法総則・商行為法の概要、基本的概念、重要論点等 [共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 第 1 編第 2 章, 3-7-6, 3-8, 第 4 章, 第 2,3 編]</p> <p>第 9 週商法総則・商行為 (2)、手形法・小切手法 (1) 主な内容: 商法総則・商行為法の概要、基本的概念、重要論点等、手形法・小切手法の概要、基本的概念、重要論点等 [共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 第 2,3 編, 第 4 編]</p> <p>第 10 週手形法・小切手法 (2) 主な内容: 手形法・小切手法の概要、基本的概念、重要論点等 [共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) 第 4 編]、授業の補足・総括 「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案)」 (コアカリキュラム) については、法律改正、判例変更など変更部分があることから、適宜授業内で指摘する。</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	<p>期末試験 100% とする。</p> <p>採点済み答案の返却・採点基準及び採点実感を学内掲示板に掲載する。</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修 (予習・復習等) については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 田中 亘, 『会社法 [第 5 版]』 (東京大学出版会・2025 年) 2. 神作裕之ほか編, 『会社法判例百選 [第 4 版]』 (有斐閣・2021 年) 3. 近藤 光男, 『商法総則・商行為法 [第 9 版]』 (有斐閣・2023 年) 4. 神作裕之ほか編, 『商法判例百選』 (有斐閣・2019 年)
オフィスアワー等 (連絡先含む)	履修ガイド参照
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	<p>双方向性の確保や学生相互の意見交換のために、質問会を設定します (参加は任意です)</p> <p>教育における生成 AI 活用のガイドライン (学生向け) を参照し、適切に活用してください。生成 AI による提案や回答が必ずしも正確とは限らないため、得られた情報は批判的に評価し、責任をもって内容を精査してください。</p>

他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	設立, 株式の譲渡, 自己株式取得規制, 募集株式の発行, 集募集新株予約権の発行, 組織再編, 合併・会社分割・株式交換・株式移転, 定款変更, 持分会社, 総則

授業科目名	民事訴訟法 I
科目番号	0AFL029
単位数	3.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋 ABC 随時
担当教員	田村 陽子
授業概要	民事紛争の公権的解決手段を定める民事訴訟法の判決手続全般について講義する。民事訴訟の制度的な仕組みを概観したうえで、その手続の基本原則や構造について、それぞれの適用事例を示しながら講義の中で解説する。第 1 に、民事訴訟法の基礎を学んでもらうこと、第 2 に、2 年次以降に予定されている民事訴訟法 II、民事訴訟実務の基礎、民事訴訟法総合演習、民事法総合演習の受講に必要な技術的知識を獲得することが目標である。
備考	法曹専攻の学生のみ履修可 01NA024 と同一。 オンライン (オンデマンド型)
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標 (学修成果)	民事訴訟の制度的な仕組みを概観したうえで、その手続の基本原則や構造について、それぞれの適用事例を示しながら解説する。第 1 に、民事訴訟法の基礎を学んでもらうこと、第 2 に、2 年次以降に予定されている民事訴訟法 II、民事訴訟法総合演習、民事訴訟実務の基礎、民事法総合演習の受講に必要な技術的知識を獲得すること、が目標である。この科目で、全国統一教育基準であるコア・カリキュラムの内容を一通り扱う予定であるが、実際の項目との対応関係については、順番が異なり煩雑になるので、別途コア・カリキュラムの冊子に具体的項目の対応関係も示しておくので、授業の予習・復習教材として、そちらも確認テストと併せて自身の理解を確認すること。
授業計画	<p>訴えの提起から判決までが主な内容である。複数訴訟も含まれる。上訴・再審も扱うが、保全手続や強制執行などは簡単に触れる程度となる。各回の授業前後に、各自、確認テストで自身の理解度を確認しながら進めることになる。確認テストの答案の提出をもって出席とする。</p> <p>第 1 回民事紛争と民事訴訟 世の中のトラブルや争いがすべて訴訟になるわけではない。「民事」の「訴訟」には、それなりの意味がある。刑事訴訟と民事訴訟の区別、民事訴訟法の目的、裁判制度の構造などに触れる。また参考書等の説明も併せて行う。</p> <p>第 2 回非訟 訴訟と非訟の区別。非訟における手続保障に触れる。</p> <p>第 3 回管轄 どこの裁判所に訴えを提起すればよいのか (管轄) について学習する。</p> <p>第 4 回訴訟当事者と確定 誰でも訴訟当事者になれるものではない。また誰が訴訟当事者なのかよく分からないということもある。講学上、当事者概念と当事者の確定と呼ばれる問題を扱う。</p>

第5回当事者能力・訴訟能力

訴訟当事者に要求される「能力」として当事者能力と訴訟能力について解説する。権利能力なき社団の扱いにも触れる。

第6回当事者能力・訴訟能力

訴訟当事者に要求される「能力」として当事者能力と訴訟能力について解説する。権利能力なき社団の扱いにも触れる。

第7回訴訟要件と訴えの利益

訴訟要件と考えられるものを概観し、訴えの利益を検討する。あわせて却下と棄却の区別も説明する。

第8回三種の訴え

訴えの利益が実際の訴訟でどのように発現してくるかを給付訴訟・確認訴訟・形成訴訟の訴訟3類型に照らして検討する。ここでは、将来の給付の訴え、過去の法律関係の確認、形式的形成訴訟などについて検討する。

第9回終局判決1: 申立事項と判決事項。訴訟物とはなにか。訴訟物理論の対立とその背景にある訴訟観を明らかにし、その差異を学ぶ。

第10回訴状提出の効果・処分権主義(1)

訴状とはなにか、訴状提出の効果を概説し、その上で処分権主義とは何かを学習する。

申立主義の中身と一部請求の問題を扱う。

第11回処分権主義(2)

この回は、処分権主義のうち一部認容判決、債務不存在確認の問題などを解説する。当事者による訴訟の終了は後半に予定。

第12回口頭弁論とその準備

口頭弁論とは何か、争点整理手続とはなにか、それぞれの手続の特徴について学ぶ。

第13回本案審理の原則

本案審理である口頭弁論の原則には、口頭主義、弁論主義、公開主義、直接主義、双方審尋主義などがあることを学ぶ。

第14回弁論主義

弁論主義の意味・内容、主張責任、主要事実と間接事実の区別を解説する。

第15回自白と釈明権

弁論主義の中身として位置づけられている自白、および裁判所の釈明権について学ぶ。

第16回訴訟手続の停止と欠席当事者の扱い

訴訟手続が停止する場合について学ぶ。また、欠席当事者の取り扱いについても学ぶ。

第17回事実認定と証明責任

事実認定の意味、証拠や証明に関する概念、自由心証主義、推定、証明責任の考え方を学ぶ。

第18回証拠方法と文書提出命令

証拠方法の種類、違法収集証拠についての考え方について解説する。書証の扱い(二段の推定の意味)、文書提出命令の制度について学ぶ。

	<p>第 19 回判決の効力—客体の範囲 (1) 判決とは何か、判決の効力を概観し、既判力が及ぶ客体の範囲の問題を解説する。相殺の抗弁に関する例外も取り扱う。</p> <p>第 20 回判決の効力—客体の範囲 (2) 前回に引き続き、判決とは何か、判決の効力を概観し、既判力が及ぶ客体の範囲の問題を解説する。相殺の抗弁に関する例外も取り扱う。</p> <p>第 21 回判決の効力—時的限界 判決の効力を判断する前提として基準時の問題を取りあげる。形成権の行使と既判力の効果の問題がよく言及されているが、既判力の作用につき解説する。</p> <p>第 22 回判決の効力—主体の範囲 (1) 判決の効力が及ぶ主体は誰か、既判力が及ぶ主体の範囲の問題を扱う。</p> <p>第 23 回判決の効力—主体の範囲 (2) 第 22 回に引き続き、判決の効力が及ぶ主体の範囲の問題を扱う。反射効理論についても触れる。</p> <p>第 24 回当事者の訴訟行為 訴訟行為と私法行為の関係について学ぶ。</p> <p>第 25 回判決によらない訴訟の終了 当事者による訴訟の終了である、訴えの取り下げ、認諾、訴訟上の和解を解説する。</p> <p>第 26 回上訴・再審 判決につき当事者に不服がある場合の対応としての上訴 (控訴・上告、抗告) を扱う。また、判決確定後の例外的な不服申立手段としての再審を扱う。</p> <p>第 27 回多数当事者訴訟 多数当事者訴訟の取り扱いの基本原則を確認し、固有必要的共同訴訟の問題を解説する。</p> <p>第 28 回多数当事者訴訟 2 通常共同訴訟の審理を扱う。</p> <p>第 29 回訴訟参加 1: 共同訴訟参加・独立当事者参加 既存の訴訟に、関係する第三者が原告・被告どちらにも与しない立場で当事者として参加する制度である。日本独特の制度であるが、沿革に不明な点が多いので、意義・特徴を確認する。</p> <p>第 30 回訴訟参加 2: 補助参加、訴訟告知 第三者が既存訴訟に参加する場合の中で、当事者ではなく補助者として参加する補助参加について解説する。参加的効力と既判力の違い、訴訟告知の効果にも触れる。「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案)」(コアカリキュラム) については、法律改正、判例変更など変更部分があることから、適宜授業内で指摘する。</p>
履修条件	民法科目をなるべくしっかり履修しておくことが望ましい。
成績評価方法	期末試験の点を 50%、レポートや小テストを 50% とし、総合評価を行う。レポートや小テストの回数は、皆さんの学修の進捗状況を見て変更することがある。期末試験については、採点済み答案の返却・採点基準及び採点実感を学内掲示板に掲載する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	予習段階では、授業レジュメや基本書を中心に、専門用語の意義・内容を確認して授業にのぞむようにすること。定義などは、早めに単語帳を作成して、覚える努力もすること。

教材・参考文献・配付
資料等

1 教科書は、以下を使用する。

和田吉弘『基礎からわかる民事訴訟法〔第2版〕』商事法務・2022年および長谷部由起子ほか『基礎演習民事訴訟法〔第3版補訂版〕』弘文堂・2026年(レポートの課題は、『基礎演習...』から出す。)

2 以下のいずれかの判例集を持つことを推奨。(判例の知識はどのみち必須)

- ・『判例講義民事訴訟法』(弘文堂、2019年)(詳しくて分かりやすいのでおすすめ)
- ・別冊ジュリスト『民事訴訟法判例百選〔第6版〕』(有斐閣、2023年)

* 講義には、配布レジュメ、補助資料および六法を必ず持参すること。

1. 和田吉弘,『基礎からわかる民事訴訟法〔第2版〕』商事法務・2022年 ISBN: 9784785729615

2. 長谷部由起子ほか,『基礎演習民事訴訟法〔第3版補訂版〕』弘文堂・2026年 ISBN: 9784335360435

3. 小林秀之ほか,『判例講義民事訴訟法』(弘文堂、2019年)(詳しくて分かりやすいのでおすすめ)

4. 高田裕成・畑瑞穂・垣内秀介編,別冊ジュリスト『民事訴訟法判例百選〔第6版〕』(有斐閣、2023年)

5. 小林秀之編著,『エッセンシャル民事訴訟法12講』(弘文堂、2026)
ISBN:9784335360695

オンデマンド講義であるが、リアルタイム復習会と会場での小テストも行う。

1 10月12日(月) 確認テスト1 提出締め切り(専門用語は単語帳を作って覚えて書けるようにしておくこと)

2 11月3日(火) 確認テスト2 提出締め切り

3 11月17日(火) 確認テスト3 提出締め切り

4 11月24日(火) 第1回レポート提出締め切り(基礎演習・設問7~9)

5 12月6日(日)14時~16時30分 学内にて復習会および小テスト(専門用語は単語帳を作って覚えておくこと)

6 12月29日(火) 確認テスト4 提出締め切り

7 1月5日(月) 第2回レポート提出締め切り(基礎演習・設問13、15、16)

8 1月19日(火) 確認テスト5 提出締め切り

小テスト、レポートなどの掲示・提出は、基本的に manaba を通じて行う予定。

オフィスアワー等（連絡先含む）	授業期間中は、メールでも随時可能。
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	なるべく民法科目は履修しておくことがのぞましい。 教育における生成 AI 活用のガイドライン (学生向け)」を参照し、適切に活用してください。生成 AI による提案や回答が必ずしも正確とは限らないため、得られた情報は批判的に評価し、責任をもって内容を精査してください。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	管轄, 当事者, 当事者適格, 当事者能力, 訴訟能力, 争点整理, 送達, 訴訟係属, 処分権主義, 弁論主義, 釈明権, 証明責任, 証拠, 判決効, 既判力, 訴訟上の和解, 請求の放棄・認諾, 複数訴訟, 上訴, 再審

授業科目名	刑法 I〔総論〕
科目番号	0AFL031
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 AB 随時
担当教員	渡邊 卓也
授業概要	本講義では、刑法の基礎理論及び刑法総論についての基礎知識の修得と体系的理解を図る。また、関連判例の検討を通じて、事実即した具体的な問題解決に必要な法的分析能力や議論能力の前提となる、基礎的能力を育成する。刑法総論の基本論点における最新の重要判例・学説に関する知識・理解を正確に身に付けた上で、時として抽象的であるこれらの議論がいかに現実の問題解決のために寄与しているのかを具体的な事例の学修を通じて理解して貰うことを目標とする。授業は講義形式とする。
備考	法曹専攻の学生のみ履修可 01NA012 と同一。 オンライン (オンデマンド型)
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標 (学修成果)	刑法の基礎理論及び刑法総論についての基礎知識を修得し体系的に理解する。また、関連判例の検討を通じて、事実即した具体的な問題解決に必要な法的分析能力や議論能力の前提となる、基礎的能力を修得する。なお、本科目では、「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案): 刑法」のうち「第 1 編 総則」をカバーしている。「第 2 編 各則」については、「刑法 II〔各論〕」で扱う。
授業計画	本講義では、刑法の基礎理論及び刑法総論について概観する。具体的には、レジユメの記載順序に従って、事例を交えながら刑事法的な論点を紹介する。 第 1 回刑法学の対象領域全体について概観した上で、刑法の基本原則について検討する。特に刑法の大原則である罪刑法定主義とその派生原理について説明し、理解を促す。(「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案): 刑法 第 1 編第 1 章第 1 節—第 2 節、第 8 章第 1 節」) 第 2 回犯罪体系論について検討する。いわゆる三段階犯罪体系について概観した後、そこにおける行為論及び構成要件論の機能や、各構成要素について説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 1 章第 3 節—第 2 章第 3 節」) 第 3 回因果関係論について検討する。犯罪の客観的構成要素としての因果関係の存否判断について、最近の学説や判例における理論展開を踏まえて説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 2 章第 4 節」) 第 4 回不作為犯論について検討する。物理的な働きかけをしなくとも行為者と評価される場合のあることを説明し、その要件について、特に作為義務の発生根拠論を中心に検討し、理解を促す。(「同 第 1 編第 2 章第 5 節」) 第 5 回違法論に共通する問題について検討する。違法の実質についての理論的な対立について概観した後、行為の正当性を理由とした一般的違法阻却規定について説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 3 章第 1 節—第 2 節」)

第 6 回法益主体の同意論について検討する。同意による違法阻却が認められる場合の要件とその効果について、生命・身体法益に関わる場合を中心に説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 3 章第 3 節」)

第 7 回正当防衛論について検討する。正当防衛の正当化根拠に関する議論を概観した上で、それとの関連で、その成立要件の解釈についての理論的対立について説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 3 章第 4 節前半」)

第 8 回引き続き正当防衛論について検討する。過剰防衛や誤想防衛といった正当防衛類似の状況について概観した上で、その法的処理について検討し、理解を促す。(「同 第 1 編第 3 章第 4 節後半」)

第 9 回緊急避難論について検討する。その法的性格と成立要件について、正当防衛の場合と対比しつつ概観した後、過剰避難や誤想非難といった緊急避難類似の状況について説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 3 章第 5 節」)

第 10 回責任論に共通する問題について検討する。責任概念の意義について説明した後、責任能力の問題について、いわゆる原因において自由な行為の問題を取り上げて検討し、理解を促す。(「同 第 1 編第 4 章第 1 節—第 2 節」)

第 11 回故意・錯誤論について検討する。未必の故意や概括的故意といった故意の限界を画す概念について概観した上で、事実の錯誤の効果についての学説の対立について説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 2 章第 6 節」)

第 12 回違法性の意識の問題について検討する。違法性の意識の位置付けとその要否に係る学説の対立と判例の展開について説明した上で、事実の錯誤との異同について検討し、理解を促す。(「同 第 1 編第 4 章第 3 節」)

第 13 回過失犯論について検討する。過失犯の構造に関する理論的対立について概観した上で、過失犯の成立要件とその判断基準について説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 2 章第 7 節」)

第 14 回未遂犯論について検討する。未遂犯の成否を決する概念としての実行の着手の判断基準、及び不能未遂とされる場合の判断基準を巡る学説・判例の展開を説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 5 章第 1 節—第 3 節」)

第 15 回中止犯論について検討する。未遂犯の処罰根拠を踏まえつつ、中止犯の減免根拠について概観した後、その成立要件としての中止行為及び任意性の概念について説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 5 章第 4 節」)

第 16 回共犯論の基礎について検討する。正犯との関係での共犯の位置付けを確認した後、間接正犯概念及び共同正犯規定の意義と解釈について説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 6 章第 1 節—第 2 節」)

第 17 回共犯の処罰根拠について検討する。処罰根拠論について概観した後、それと関連させつつ、いわゆる共犯従属性の議論について説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 6 章第 3 節」)

第 18 回共犯成立の時間的限界に関する諸問題を中心に検討する。犯罪実行の途中から関与した場合(承継的共犯)及び途中から離脱した場合(共犯からの離脱)の法的処理、並びに非身分者が身分犯に関与した場合(共犯と身分)の法的処理について説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 6 章第 4 節前半」)

	<p>第 19 回その他の共犯の諸問題について検討する。共犯者間で認識内容が異なる場合 (共犯と錯誤)、不作為により作為犯に関与した場合 (不作為と共犯) 及び故意なく犯罪に関与した場合 (過失の共犯) の法的処理について検討し、理解を促す。(「同 第 1 編 第 6 章第 4 節後半」)</p> <p>第 20 回罪数論・犯罪競合論について検討する。法条競合を含めた一罪と数罪との区別、観念的競合・牽連犯といった数罪の科刑上の処理及び包括一罪という考え方について説明し、理解を促す。(「同 第 1 編第 7 章」)「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案)」「コアカリキュラム」については、法律改正、判例変更など変更部分があることから、適宜授業内で指摘する。</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	<p>講義内容についてのレポート等の平常点 20%、期末試験 80%。</p> <p>採点済み答案を返却し、採点基準及び採点講評を学内向け情報サイトに掲載している。</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	予習等の授業時間外の学修等については、授業において指示をする予定である。
教材・参考文献・配付資料等	<p>講義の際には、事前にレジメを配布する。</p> <p>下記の教科書は例示であり、講義においても、他の基本書類を使用することを妨げない。</p> <p>自習においても、複数の基本書類を何度も読み返すことをお勧めする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 松原芳博,『刑法総論 [第 4 版]』(日本評論社、2025 年) ISBN-13: 9784535528888 2. 高橋則夫,『刑法総論 第 5 版』(成文堂、2022 年) ISBN-13: 9784792353735 3. 山口厚,『刑法総論 [第 4 版]』(有斐閣、2025 年) ISBN-13: 9784641139794 4. 西田典之 (橋爪隆補訂),『刑法総論 第四版』(弘文堂、2025 年) ISBN-13: 9784335315633 5. 松宮孝明,『刑法総論講義 [第 6 版]』(成文堂、2024 年) ISBN-13: 9784792354305 6. 井田良,『講義刑法学・総論 [第 2 版]』(有斐閣、2018 年) ISBN-13: 9784641139329 <p>【参考書】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 判例集として、 山口厚ほか『判例刑法総論 第 8 版』(有斐閣、2023 年) 2. 判例評釈集として、 成瀬幸典=安田拓人編『判例プラクティス刑法 I 総論 [第 2 版]』(信山社、2020 年) 佐伯仁志=橋爪隆編『刑法判例百選 I 総論 [第 8 版]』(有斐閣、2020 年) 高橋則夫=十河太郎編『新・判例ハンドブック【刑法総論】』(日本評論社、2016 年) 3. 判例をより深く学ぶために、 松原芳博編『刑法の判例 総論』(成文堂、2011 年) 松原芳博編『続・刑法の判例 総論』(成文堂、2022 年) 山口厚『基本判例に学ぶ刑法総論』(成文堂、2010 年)

オフィスアワー等（連絡先含む）	「履修ガイド」記載のとおり。
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	授業の到達目標達成の妨げとなるため、レポート等の作成にあたって生成 AI の利用は認めない。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	刑法総論

授業科目名	刑法 II〔各論〕
科目番号	0AFL033
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋 AB 随時
担当教員	渡邊 卓也
授業概要	本講義では、刑法各論についての基礎知識の修得と体系的理解を図る。また、関連判例の検討を通じて、事実に即した具体的な問題解決に必要な法的分析能力や議論能力の前提となる、基礎的能力を育成する。刑法各論の基本論点における最新の重要判例・学説に関する知識・理解を正確に身に付けた上で、時として抽象的であるこれらの議論がいかに関実の問題解決のために寄与しているのかを具体的な事例の学修を通じて理解して貰うことを目標とする。授業は講義形式とする。
備考	法曹専攻の学生のみ履修可 01NA013 と同一。 オンライン (オンデマンド型)
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標 (学修成果)	刑法各論についての基礎知識の基礎知識を修得し体系的に理解する。また、関連判例の検討を通じて、事実に即した具体的な問題解決に必要な法的分析能力や議論能力の前提となる、基礎的能力を修得する。なお、本科目では、「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案): 刑法」のうち「第 2 編 各則」をカバーしている。「第 1 編 総則」については、「刑法 I〔総論〕」で扱う。
授業計画	本講義では、刑法各論について概観する。具体的には、レジユメの記載順序に従って、事例を交えながら刑事法的な論点を紹介する。 第 1 回刑法各論の解釈手法について説明した上で、生命に対する罪について検討する。「人」の概念を概観した後、他殺・自殺それぞれの場合の刑法上の規律と両者の区別について説明し、理解を促す。(「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案): 刑法 第 2 編第 1 部第 1 章第 1 節」) 第 2 回引き続き生命に対する罪について検討する。「堕胎」の意義及び胎児性致死傷の法的処理について説明し、併せて遺棄罪の構造についての学説対立について整理し、理解を促す。(「同 第 2 編第 1 部第 1 章第 6 節―第 7 節」) 第 3 回身体に対する罪について検討する。「暴行」概念、「傷害」概念及び両者の関係について概観した後、現場助勢罪や同時傷害の特例等の特殊な規定についても説明し、理解を促す。(「同 第 2 編第 1 部第 1 章第 2 節―第 5 節」) 第 4 回自由に対する罪について検討する。意思活動の自由及び場所的移動の自由に対する罪の諸類型について概観した後、特に逮捕・監禁罪における重要論点について説明し、理解を促す。(「同 第 2 編第 1 部第 2 章第 1 節―第 3 節」) 第 5 回引き続き自由に対する罪について検討する。性的自己決定の自由及び住居等に立入を認める自由に対する罪の諸類型について概観し、理解を促す。(「同 第 2 編第 1 部第 2 章第 4 節―第 3 章」)

第 6 回名誉に対する罪について検討する。「名誉」概念について概観した後、公共の利害に関する特例の意義とその解釈に関する学説対立について説明し、理解を促す。(「同 第 2 編第 1 部第 4 章第 1 節—第 2 節」)

第 7 回信用・業務に対する罪について検討する。業務概念について概観した後、公務の「業務」性に関する学説対立と判例の展開について説明し、理解を促す。(「同 第 2 編第 1 部第 5 章」)

第 8 回財産犯に共通する問題について検討する。財産犯の分類について概観した後、「財物」・占有・不法領得の意思等の各要件について説明し、理解を促す。(「同 第 2 編第 1 部第 6 章第 1 節—第 2 節前半」)

第 9 回狭義の奪取罪について検討する。窃盗罪及び不動産侵奪罪について概観した後、強盗罪の成立要件について、特に強取の構造に重点を置いて説明し、理解を促す。(「同 第 2 編第 1 部第 6 章第 2 節後半—第 3 節前半」)

第 10 回引き続き狭義の奪取罪について検討する。強盗利得罪における「利益」概念について検討した後、事後強盗罪や強盗致死傷罪の構造及びそれらの罪と強盗罪との関係について説明し、理解を促す。(「同 第 2 編第 1 部第 6 章第 3 節後半」)

第 11 回交付罪について検討する。詐欺罪における「欺」く行為・錯誤・交付といった一連の要件について説明した上で、特に詐欺利得罪における「利益」概念、「交付」行為及び財産上の損害概念について検討し、理解を促す。(「同 第 2 編第 1 部第 6 章第 3 節後半—第 4 節前半」)

第 12 回引き続き、交付罪について検討する。電子計算機使用詐欺罪及び恐喝罪について概観した後、前回の検討を踏まえ、交付罪の諸問題について判例の展開を交えながら説明し、理解を促す。(「同 第 2 編第 1 部第 6 章第 4 節後半—第 5 節」)

第 13 回横領の罪について検討する。「物」の「他人」性や「横領」の意義に関する諸事例を紹介した上で、その法的処理に関する学説対立及び判例の展開について説明し、理解を促す。(「同 第 2 編第 1 部第 6 章第 6 節」)

第 14 回背任の罪について検討する。背任罪の罪質に関する学説対立について概観し、個別の成立要件を検討した上で、横領罪との関係についても説明し、理解を促す。(「同 第 2 編第 1 部第 6 章第 7 節」)

第 15 回盗品関与罪及び毀棄罪について検討する。盗品関与罪及び毀棄罪の保護法益に関する理解の対立とその効果及び各犯罪類型について説明し、理解を促す。(「同 第 2 編第 1 部第 6 章第 8 節—第 9 節」)

第 16 回放火の罪について検討する。放火罪の保護法益の多元性と、それに伴う各犯罪類型の区別について概観した後、「焼損」・「公共の危険」・現住性といった放火の罪に共通する要件について説明し、理解を促す。(「同 第 2 編第 2 部第 1 章第 1 節、第 3 節」)

第 17 回偽造の罪について検討する。偽造の罪全体について概観した後、文書偽造罪を素材に、「文書」・偽造といった成立要件の解釈に関する諸事例を紹介した上で、その法的処理に関する学説対立及び判例の展開について説明し、理解を促す。(「同 第 2 編第 2 部第 2 章第 2 節」)

第 18 回公務の執行を妨害する罪について検討する。特に狭義の公務執行妨害罪について、「職務」の意義や「職務」の適法性といった重要論点について説明し、理解を促す。(「同 第 2 編第 3 部第 2 章第 1 節」)

	<p>第 19 回司法作用に対する罪について検討する。特に犯人蔵匿罪及び証拠隠滅罪について、各々の成立要件を確認した上で、「親族」による犯罪に関する特例に関する議論を共犯論との関係を踏まえながら説明し、理解を促す。(「同 第 2 編第 3 部第 2 章第 2 節」)</p> <p>第 20 回汚職の罪について検討する。特に賄賂罪について、その保護法益についての議論を概観した上で、「賄賂」の意義や「職務」関連性といった重要論点について説明し、理解を促す。(「同 第 2 編第 3 部第 2 章第 4 節」)「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」(コアカリキュラム)については、法律改正、判例変更など変更部分があることから、適宜授業内で指摘する。</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	<p>講義内容についてのレポート等の平常点 20%、期末試験 80%。</p> <p>採点済み答案を返却し、採点基準及び採点講評を学内向け情報サイトに掲載している。</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	予習等の授業時間外の学修等については、授業において指示をする予定である。
教材・参考文献・配付資料等	<p>講義の際には、事前にレジュメを配布する。</p> <p>下記の教科書は例示であり、講義においても、他の基本書類を使用することを妨げない。</p> <p>自習においても、複数の基本書類を何度も読み返すことをお勧めする。</p> <p>なお、近時、刑法典の改正が頻繁に行われている。できうる限り新しい基本書類を参照することをお勧めする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 松原芳博,『刑法各論 [第 3 版]』(日本評論社、2024 年) ISBN-13: 9784535528246 2. 高橋則夫,『刑法各論 [第 5 版]』(成文堂、2025 年) ISBN-13: 9784792354466 3. 山口厚,『刑法各論 [第 3 版]』(有斐閣、2024 年) ISBN-13: 9784641139701 4. 西田典之(橋爪隆補訂),『刑法各論 第八版』(弘文堂、2025 年) ISBN-13: 9784335315640 5. 松宮孝明,『刑法各論講義 [第 6 版]』(成文堂、2024 年) ISBN-13: 9784792354312 6. 井田良,『講義刑法学・各論 [第 3 版]』(有斐閣、2023 年) ISBN-13: 9784641139671 <p>【参考書】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 判例集として、 山口厚ほか『判例刑法各論 第 8 版』(有斐閣、2023 年) 2. 判例評釈集として、 成瀬幸典ほか編『判例プラクティス刑法 II 各論』(信山社、2012 年) 佐伯仁志=橋爪隆編『刑法判例百選 II 各論 [第 8 版]』(有斐閣、2020 年) 高橋則夫=十河太郎編『新・判例ハンドブック【刑法各論】』(日本評論社、2016 年) 3. 判例をより深く学ぶために、 松原芳博編『刑法の判例 各論』(成文堂、2011 年) 松原芳博編『続・刑法の判例 各論』(成文堂、2022 年) 山口厚『基本判例に学ぶ刑法各論』(成文堂、2011 年)

オフィスアワー等（連絡先含む）	「履修ガイド」記載のとおり。
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	授業の到達目標達成の妨げとなるため、レポート等の作成にあたって生成 AI の利用は認めない。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	

授業科目名	刑事訴訟法 I
科目番号	0AFL035
単位数	3.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋 ABC 火 7,8
担当教員	尾崎 愛美
授業概要	この授業では、犯罪の捜査、公訴の提起、事件の審理、判決へと至る刑事手続の制度について説明する。刑事訴訟法の条文の文言を理解するだけでなく、現行憲法や刑事訴訟法が制定された歴史的背景等にも着目しながら、わが国の刑事手続の概要・特徴を把握することを目的とする。その上で、手続が進行する中で生じる重要な法的問題について検討を加える。具体的には、刑事訴訟法の重要論点に関する判例の事案を用いつつ、判例や関連する学説に対する理解を深めることにより、法解釈・法適用のあり方を修得する。
備考	法曹専攻の学生のみ履修可。01NA025 と同一。 01NA025 と同一。 対面 (オンライン併用型)
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標 (学修成果)	刑事手続の全体像の把握および刑事訴訟法の解釈上の論点に関する基本的な理解
授業計画	<p>第 1 週序説 刑事訴訟法の意義と目的、刑事訴訟法の法源、刑事手続の主体 《コア・カリキュラム総論第 1 章および同第 2 章を参照》</p> <p>第 2 週捜査 捜査総説、捜査の端緒 《コア・カリキュラム第 1 編第 1 章および同第 2 章、同第 7 章を参照》</p> <p>第 3 週捜査 被疑者の逮捕・勾留 《コア・カリキュラム第 1 編第 3 章を参照》</p> <p>第 4 週捜査 証拠の収集 (1; 捜索・押収・検証・鑑定) 《コア・カリキュラム第 1 編第 5 章および同第 6 章を参照》</p> <p>第 5 週捜査 証拠の収集 (2; 被疑者等の取調べ) 《コア・カリキュラム第 1 編第 4 章および同第 8 章を参照》</p> <p>第 6 週公訴 公訴の提起、訴因 《コア・カリキュラム第 2 編および第 3 編を参照》</p> <p>第 7 週公訴 公判前整理手続 《コア・カリキュラム第 4 編第 1 章-第 5 章を参照》</p> <p>第 8 週第 8 週 公判 公判手続の諸原則 《コア・カリキュラム第 4 編第 6 章-第 9 章を参照》</p> <p>第 9 週証拠 違法収集証拠排除法則 《コア・カリキュラム第 5 編第 1 章および第 4 章を参照》</p> <p>第 10 週証拠 自白法則 《コア・カリキュラム第 5 編第 2 章第 1 節を参照》</p> <p>第 11 週証拠 補強法則 《コア・カリキュラム第 5 編第 2 章第 2 節を参照》</p>

	<p>第 12 週 証拠 伝聞・非伝聞 《コア・カリキュラム第 5 編第 3 章第 1 節を参照》</p> <p>第 13 週 証拠 伝聞証拠の証拠能力 (1) 《コア・カリキュラム第 5 編第 3 章第 2 節を参照》</p> <p>第 14 週 証拠 伝聞証拠の証拠能力 (2) 《コア・カリキュラム第 5 編第 3 章第 3 節-第 7 節を参照》</p> <p>第 15 週 裁判、上訴、救済手続 《コア・カリキュラム第 6 編および第 7 編を参照》 「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) (コアカリキュラム) については、法律改正、判例変更など変更部分があることから、適宜授業内で指摘する。</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	期末試験 100% とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修 (予習・復習等) については、授業時に担当教員より示す。
教材・参考文献・配付資料等	<p>※レジュメを都度配布しますが、配布資料だけでは不十分と思われた場合は、以下の基本書・参考書等をおすすめします。</p> <p>基本書: 亀井源太郎・岩下雅充・堀田周吾・中島宏・安井哲章著『プロセス講義刑事訴訟法』(信山社、2016 年)</p> <p>参考書: 安富潔著『刑事訴訟法第 2 版』(三省堂、2013 年) 斎藤司『刑事訴訟法の思考プロセス』(日本評論社、2019 年)</p> <p>判例分析: 川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〔第 2 版〕』(立花書房、2021 年) 川出敏裕『判例講座刑事訴訟法 (公訴提起・公判・裁判篇)』(立花書房、2018 年)</p>
オフィスアワー等 (連絡先含む)	履修ガイド記載のとおり
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	教育における生成 AI 活用のガイドライン (学生向け) を参照し、適切に活用してください。生成 AI による提案や回答が必ずしも正確とは限らないため、得られた情報は批判的に評価し、責任をもって内容を精査してください。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	公訴, 刑事公判, 証拠法

授業科目名	基礎ゼミ I
科目番号	0AFL051
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 B 土 4,5
担当教員	市橋 雅晴
授業概要	法律初学者を念頭に、今後の学習方法の方向性を把握してもらうことを目指す。比較的短い事例問題に関し、質疑応答を行い、法的議論の進め方の理解を図る。以上により、法学学習の最初期に学習の骨格部分を固め、以降の学習に臨む態勢を整える。
備考	法曹専攻の学生のみ履修可 01NA503 と同一。 対面 (オンライン併用型)
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標 (学修成果)	民法について、今後の学習方法の方向性を把握し、法的議論の進め方の特徴を理解すること。民法の基本的な仕組み、発想に慣れること。
授業計画	民法 I、民法 IV - 1 で扱う重要事項を受講者と共に事例問題の答案を作成しながら概説する。なお、個別の答案添削はしない。 第 1 回ガイダンス、答案作成上の留意点 第 2 回意思表示に関する事例問題を題材に答案作成しながら概説 第 3 回意思表示について概説 第 4 回意思表示に関する事例問題を題材に答案作成しながら概説 第 5 回代理について概説 第 6 回代理に関する事例問題を題材に答案を作成しながら概説 第 7 回代理 (無意見代理・表見代理) について概説 第 8 回代理 (無権代理・表見代理) に関する事例問題を題材に答案作成しながら概説 第 9 回物権 (総則) に関する概説 第 10 回物権 (総則) に関する事例問題を題材に答案作成しながら概説、全体のまとめ 「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案) (コアカリキュラム) については、法律改正、判例変更など変更部分があることから、適宜授業内で指摘する。
履修条件	配当年次による
成績評価方法	授業出席、受講態度、質問などを総合的に判断し、成績評価を行う
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修 (予習・復習等) については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	◎参考書 佐久間毅『民法の基礎 I 総則 (第 5 版)』 (有斐閣・2020 年) 佐久間毅『民法の基礎 II 物権 (第 3 版)』 (有斐閣・2023 年)
オフィスアワー等 (連絡先含む)	授業後に対応する
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	教育における生成 AI 活用のガイドライン (学生向け) を参照し、適切に活用してください。生成 AI による提案や回答が必ずしも正確とは限らないため、得られた情報は批判的に評価し、責任をもって内容を精査してください。

他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	事例問題の答案作成, 虚偽表示, 94条2項の類推適用, 代理, 不動産物権変動, 背信的悪意者

授業科目名	基礎ゼミ II
科目番号	0AFL053
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 C 土 4,5
担当教員	福田 純一, 山岸 久晃
授業概要	初学者を念頭に、憲法、刑法について、法的な考え方、法的な表現を把握してもらうことを目指す。各科目における重要な解釈論を含む事例問題を題材に用いる。基本書や判例を読む際の注意点、使用方法に留意する。以上により、以降の学習に臨む体制を整える。
備考	法曹専攻の学生のみ履修可 01NA504 と同一。 対面 (オンライン併用型)
授業形態	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標 (学修成果)	憲法、刑法について、今後の学習方法の方向性を把握し、法的議論の進め方の特徴を概括的にも理解すること。基本書や判例を読む際の使用法を理解すること。同時に、憲法、刑法の基本的な仕組み、発想になれること。 さらに、憲法と刑法との比較。どのような共通する考え方があり、どのような違いがあるかについて概括的に理解すること。
授業計画	各科目における重要な解釈論を含む事例問題を用いる。具体的事案に一般的抽象的な法規範を解釈、適用して事案の解決を導く、という法的議論の進め方を受講者と一緒に行う。 憲法 第 1 回前半 経済的自由に関する諸問題概説 (憲法の起案方法、三段階審査、違憲審査基準を含む。) 第 2 回前半 表現の自由に関する諸問題解説 第 3 回前半 幸福追求権 (包括的基本権)、平等権に関する諸問題概説 第 4 回前半 課題レポートの解説その他憲法に関する諸問題概説 第 5 回前半 政教分離その他憲法に関する諸問題概説 刑法 第 1 回後半 単独正犯に関する諸問題概説 1 第 2 回後半 共同正犯に関する諸問題概説 1 第 3 回後半 共同正犯に関する諸問題概説 2 第 4 回後半 課題レポートの解説その他刑法に関する諸問題概説 第 5 回後半 刑法各論に関する諸問題概説「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案)」(コアカリキュラム)については、法律改正、判例変更など変更部分があることから、適宜授業内で指摘する。

履修条件	配当年次による
成績評価方法	レポート憲法刑法各 50%、合計 100%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修 (予習・復習等) については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>講師は授業を行うに際して、下記の書籍を含む複数の書籍を参考とする予定であるが、学生は、既に使用している教材があれば、これを使用して構わない。</p> <p>憲法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 芦部信喜、高橋和之「憲法」[第八版] 2. 渡辺康行、穴戸常寿、松本和彦、工藤達朗「憲法 I 基本権」[第 2 版] 3. 木下智史、伊藤建、「基本憲法 I 基本的人権」 4. 長谷部恭男、石川健治他「憲法判例百選 I」[第 8 版] 5. 長谷部恭男、石川健治他「憲法判例百選 II」[第 8 版] <p>刑法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 井田良「講義刑法学・総論」[第 2 版] 2. 大谷實「刑法講義総論」[新版第 6 版]
オフィスアワー等 (連絡先含む)	<p>授業後に対応する</p> <p>山岸 久晃</p>
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	<p>教育における生成 AI 活用のガイドライン (学生向け)」を参照し、適切に活用してください。生成 AI による提案や回答が必ずしも正確とは限らないため、得られた情報は批判的に評価し、責任をもって内容を精査してください。</p>
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	

授業科目名	法学概論
科目番号	0AFL057
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 A 水 7,8
担当教員	北尾 仁宏
授業概要	初学者を念頭に、各専門科目への橋渡し、いわば「入門の入門」として、基礎的な法令用語から各法分野に共通する基本的な考え方、各法分野間の異同等をごく簡単に概観する。副次的に、法令や判例の検索方法その他の法科大学院における学習に最低限必要な技能・技術の獲得も図る。
備考	法曹専攻の学生のみ履修可 01NA507 と同一。 対面 (オンライン併用型)
授業形態	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標 (学修成果)	基礎的で初歩的な法令用語や解釈方法の意味を解説できるようになるとともに、それらを実際の場面に応じて使い分けられるようになることを第 1 目標、基礎的な法概念や、公法と私法、民事と刑事など基本的な区分を解説できるようになることを第 2 目標、民事法や刑事法といった従来分類に従った縦の検討とそうした分類を跨ぐ横の検討との異同を説明できるようになることを第 3 目標とする。
授業計画	第 1 回法学の始め方 法令等の読み方、解釈、裁判例の探し方などを押さえつつ、基礎的な法概念を知る。 第 2 回法と国家 引き続き基礎的な法概念を学ぶとともに、日本国憲法に至るまでの基本的な流れを再確認する。 第 3 回公法と私法 1 民事法分野を中心に、公法と私法の違いを学ぶ。 第 4 回公法と私法 2 刑事法分野を中心に、引き続き公法と私法の違いを学ぶ。 第 5 回現代社会と法学 医事やジェンダーなど、社会法と総称される分野の基本的な在り方を知る。
履修条件	
成績評価方法	期末試験 100%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修 (予習・復習等) については、授業時に担当教員より示す。
教材・参考文献・配付資料等	毎回レジュメを配布する。 参考文献は講義内で紹介するが、さしあたり下記 4 点を例示する。 ・早川吉尚『法学入門』(有斐閣、2016 年) ・横田明美=小谷昌子=堀田周吾『法学学習 Q&A』(有斐閣、2019 年) ・宍戸常寿=石川博康編『法学入門』(有斐閣、2021 年) ・東京大学法学部「現代と法」委員会編『まだ、法学を知らない君へ』(有斐閣、2022 年)

オフィスアワー等（連絡先含む）	履修ガイド記載のとおり
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	この科目では特に復習を重視してください。 教育における生成 AI 活用のガイドライン (学生向け)」を参照し、適切に活用してください。生成 AI による提案や回答が必ずしも正確とは限らないため、得られた情報は批判的に評価し、責任をもって内容を精査してください。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	